

平成20年第2回定例会

階上町議会会議録

平成20年3月3日 開会
平成20年3月7日 閉会

階上町議会

平成20年第2回階上町議会定例会

議事日程第1号

平成20年3月3日 午前10時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百 目 木 和 俊 君	2番	大 江 和 夫 君
3番	林 貢 君	4番	浜 谷 政 己 君
5番	加 藤 祐 君	6番	重 文 字 勝 義 君
7番	鹿 原 章 男 君	8番	石 川 清 人 君
9番	山 田 恵 治 君	10番	土 橋 信 夫 君
11番	郷 州 公 典 君	12番	畑 中 弘 實 君
13番	木 村 勝 彦 君	14番	松 森 蒿 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長	中 村 豊 志 君	保 健 福 祉 課 長	上 博 文 君
産 業 建 設 課 長	中 城 功 君	教 育 課 長	高 橋 信 一 君

会計管理者	小 沢 勝 君	総 務 G L	田 中 昇 君
企画財政 G L	沼 沢 範 雄 君	税 務 G L	寅 谷 信 廣 君
戸籍住民 G L	上 野 文 生 君	健康増進 G L	梨 子 謙 一 君
福 祉 G L	木 村 良 三 君	産業振興 G L	荻 ノ 沢 甚 逸 君
土木建設 G L	佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局	川 向 達 人 君
教 育 G L	池 田 隆 君	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長	鹿 原 忠 直 君
代表監査委員 志 民 安 之 助 君			

職務のための出席者

議会事務局長	浜 谷 操 君	総務課総括主幹	地代所 康二 君
総務課総括主幹		引 敷 林 広 貴 君	

開会の宣告

午前 10 時 01 分

開議の宣告

午前 10 時 01 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 20 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、4 番浜谷政己君、5 番加藤祐君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 7 日までの 5 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月7日までの5日間と決定いたしました。

日程第3、この際、報告第1号 専決処分した事項の報告について件から議案第28号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更についての件まで、30件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ。

議長(松森 蒿君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成20年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分した事項の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、先に契約した東平中継ポンプ場建設工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したので、報告するものであります。

報告第2号 専決処分した事項の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、先に契約した公営住宅榊山団地新築工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したので、報告するものであります。

議案第1号 平成19年度階上町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額から、それぞれ7,936万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を52億1,282万3千円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入は、国庫支出金1,906万4千円、県支出金1,134万2千円、繰入金2,873万9千円、町債2,690万円等を減額補正し、分担金及び負担金234万9千円、財産収入675万9千円を追加補正するものであります。

歳出は、民生費2,803万1千円、土木費3,047万円等を減額補正し、公債費536

万9千円、諸支出金455万6千円等を追加補正するものであります。

次に第2表繰越明許費であります。保育所施設整備費補助金、河川等災害復旧事業で、平成19年度完了困難なものについて、平成20年度に繰越するものであります。

次に第3表地方債補正であります。既定の事業費の変更に伴い地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第2号 平成19年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ1,071万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,566万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金400万4千円等を減額補正し、療養給付費等交付金1,422万8千円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、保険給付費1,166万8千円等を追加補正し、予備費186万7千円を減額補正するものであります。

議案第3号 平成19年度階上町老人保健特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ8,579万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,594万4千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、支払基金交付金4,285万6千円、国庫支出金2,863万2千円、県支出金716万6千円、繰入金713万9千円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、総務費20万7千円を減額補正し、医療諸費8,600万円を追加補正するものであります。

議案第4号 平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額から、それぞれ48万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,183万2千円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金488千円を減額補正し、使用料及び手数料3千円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、施設管理費485千円を減額補正するものであります。

次に第2表債務負担行為補正であります。資金斡旋制度の申請者がなかったため、廃止するものであります。

議案第5号 平成19年度階上町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ698万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,726万4千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料204万6千円、国庫支出金148万9千円、繰入金553万4千円等を追加補正し、支払基金交付金196万1千円等を減額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費105万5千円を減額補正し、保険給付費700万円等を追加補正するものであります。

議案第6号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ644万9千円減額し、歳入歳出予算の総額を7億7,337万5千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金644万9千円を減額補正するものであります。

歳出につきましては、公共下水道事業費に6万円追加補正し、公債費650万9千円を減額補正するものであります。

次に第2表繰越明許費であります。設計の変更を生じたため、2億6,364万1千円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、平成20年度当初予算編成にあたっての所信について申し述べさせていただきます。

国では、平成20年度の地方財政について、国の歳出予算と歩みを一つにして平成19年度に引き続き地方歳出の見直しを行う一方で、安定的な財政運営に必要な地方交付税等を確保することを基本として地方財政対策を講じるとし、地方と都市の格差是正のための地方再生対策費が新たに地方交付税の中に盛り込まれたところであります。

また夕張市の財政破綻を契機に、地方財政の悪化を未然に防ぐことを目的として、平成19年6月に「地方財政健全化法」が制定されました。この法律では従前の財政指標の枠組みを再構築して新たな指標を設定し、この新たな指標が悪化すれば自

主再建を図る「早期健全化団体」に、さらに悪化すれば国及び県の関与による財政再生を図る「再生団体」にと段階を設定しております。これらの団体に当町が該当しないためにも、財政の健全化は喫緊の課題であると認識しております。

当町においては、平成17年度から平成19年度までの3年間、第3次行政改革大綱に基づく歳入確保策及び歳出削減策を展開してまいりました。その結果、一定の成果を挙げる事ができたと感じております。また行政改革大綱と平行して策定した集中改革プランは、計画期間が平成21年度までとなっていることから、今後も集中改革プランの達成に向けて、積極的かつ着実に取り組み、財政の健全化に努める所存であります。

以上のような状況を踏まえ、平成20年度においては、これまでの行政改革・集中改革プランの流れを継続し、また新たに始まる後期高齢者医療制度などの福祉関係経費に対応しつつ、町民と町とが共に地域を支えあい、共に地域サービスを支え合う「協働のまちづくり」をさらに進展できるよう、5つの施策に重点を置いて予算編成を行いました。

1つ目は、「協働のまちづくりのさらなる推進」であります。平成19年度は、すべての行政区が地区計画を策定できるように進めてまいりました。平成20年度においては、策定していただいた地区計画を効果的に実施していくために、これまでの町民会議の位置づけを再構築し、第三者的立場から提言する機関として再設置し、推進状況を確認するなどの機能を持たせるなど、協働のまちづくりの推進体制を整備してまいります。

2つ目は、「階上ブランドの確立」であります。平成19年度においては「階上早生」の商標登録や生産の機械化に向けた試作圃の設置、新そば祭（まつり）の開催、「元祖いちご煮」のいちご煮祭りでの販売などを実施いたしました。平成20年度においては、さらに「階上早生」の生産販売体制の確立を図るため製粉機の導入や打ち手育成等への支援を行ってまいります。

3つ目は、「借入金残高の抑制」であります。平成19年度末の一般会計の借入金残高は100億円程度と見込まれ、平成18年度末よりも減額されましたが、依然として高い水準にあると考えております。この水準を下げるため、平成19年度に引き続き元金償還額よりも借入額が上回らないように基礎的収支の確立を図り、借入金残高の抑制に努めます。また国の新たな財政支援として、平成19年度から平成21年度までの措置である補償金なしの繰上償還制度を活用して後年度の財政運営の軽減を図ってまいります。

4つ目は、「研修等による職員資質の向上」であります。平成19年度において、当町では初めて東北自治研修所に職員を派遣し、職員の能力向上を図る研修を実施しました。平成20年度においても研修を継続し、職員の能力向上を進め、町民によりよい行政サービスができるよう努めてまいります。

5つ目は、「公共下水道事業の着実な整備」であります。平成21年度の一部供用開始に向けて、平成20年度は浄化センターやポンプ場の整備を着実に実施しなければならない重要な年度であり、また公共下水道利用者への加入周知の徹底を図る年度でもあります。そのため事業実施体制の充実を図るなど計画的にそして着実に準備を進めてまいります。

以上5つの重点項目のほか、継続して実施する私道等整備特別対策事業、また階上中学校の耐震改修・大規模改造工事や給食センター設計委託などを実施してまいります。

これらの重点事業等を確実に実施し、歳出においては、極めて厳しい財政状況にあっても、町民の視点に立ち、行政サービスの低下とならないような配分に徹し、また新たに始まる後期高齢者医療制度に関連する一般会計経費と特別会計予算を計上したところであります。

財政状況を取り巻く環境は依然として厳しく、特に国の社会保障制度が二転三転するめまぐるしい状況にあっては財政の今後の見通しをたてることが困難であるとも言えます。しかしながら行政に対する期待やニーズは、ますます多種多様化しており、それに対応するためにも協働のまちづくりを確実に実施しながら、町民の視点に立ち、行政サービスの向上に向け、限られた財源の中で、施策の選択と重点化をさらに徹底させながら、諸施策を展開し、『町民力で元気な階上づくり』に努めてまいる所存であります。

それでは、議案第7号 平成20年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出総額それぞれ50億400万円と決めました。これは、前年度と比べ、率で2%、額で1億300万円の減であります。

それでは、第1表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入であります。町税は、住宅借入金等特別税額控除など税制改正による影響を受けますが、対前年度比1.3%増の10億3,627万2千円を計上いたしました。

地方譲与税は、対前年度比4.7%減の1億100万円を計上いたしました。

地方交付税は、国においては対前年度比1.3%増の見通しですが、当町では基準

財政収入額の伸びなどを考慮し、普通交付税は前年度実績の 2%減の 18 億 600 万円、特別交付税は昨年度と同額の 9,000 万円を計上し、前年度当初予算比では 7,000 万円、3.8%の増といたしております。

分担金及び負担金は、児童福祉費負担金等 9,420 万 2 千円を計上し、対前年度比では 594 万 2 千円、6.7%の増といたしております。

国県支出金は、階上中学校の耐震改修及び大規模改造工事や後期高齢者医療保険基盤安定費などの各事業の関連において計上したものであります。

繰入金は対前年度比 17.7%増の 4 億 1,019 万 5 千円を計上いたしました。

内訳としましては、財政調整基金から 2 億 8,629 万 4 千円、減債基金から補償金なしの繰上償還に係るものも含め公債費の元利償還金に充当するため 8,930 万 1 千円、公共下水道事業償還基金から公共下水道の公債費の元利償還金に充当するため 3,327 万円、畜産総合対策事業基金から 133 万円を繰り入れするものです。

諸収入は、八戸地域広域市町村圏事務組合普通交付税返還金 4,148 万 9 千円、田代小中学校組合交付税再配分 1,341 万円、学校給食費保護者負担金 7,546 万 2 千円等を計上いたしました。

町債は、道路整備事業債 7,830 万円、階上中学校大規模改造事業債 5,130 万円、臨時財政対策債 1 億 7,610 万円等、合計で 3 億 7,070 万円を起こすものであります。

次に歳出であります。総務費は、構成比 19.9%の 9 億 9,370 万 6 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、企画費に平成 20 年 10 月から地方公営企業等金融機構が設立されることに伴う出資金 140 万円、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金 3 億 9,247 万 4 千円、私道等整備事業費補助金 2,000 万円、協働のまちづくり支援事業費補助金 525 万 5 千円等であります。

民生費は、構成比 22.1%の 11 億 717 万 2 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、社会福祉費に町社会福祉協議会補助金 2,194 万 6 千円、郡福祉事務組合負担金 2,572 万円、重度心身障害者医療費 3,000 万円、施設支援給付費 8,312 万 7 千円、老人福祉費に後期高齢者医療制度関連として新規に後期高齢者医療給付費負担金 7,417 万 3 千円並びに後期高齢者医療特別会計繰出金 3,688 万 2 千円、老人保健特別会計繰出金 1,398 万 4 千円、介護保険特別会計繰出金 1 億 494 万 7 千円、児童福祉費に特別保育事業委託料 3,238 万 6 千円、児童手当 1 億 1,933 万円、保育所運営費 3 億 7,695 万 1 千円等であります。

衛生費は、構成比 6.2%の 3 億 986 万 8 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、保健衛生費に国民健康保険特別会計繰出金 8,652 万円、予防接種委託料 1,531 万 7 千円、乳幼児医療費給付費 1,200 万円、住民検診委託料 2,333 万 6 千円、ごみ収集委託料 2,881 万 6 千円、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金 4,710 万 3 千円等であります。

農林水産業費は、構成比 4.8%の 2 億 4,093 万 9 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、農業費に中山間地域等直接支払交付金 1,422 万 8 千円、八戸平原開発事業関連負担金 6,422 万 6 千円、中山間事業負担金 1,575 万円、林業費に森林整備地域活動支援交付金 962 万 5 千円、水産業費に小舟渡漁港漁村再生交付金事業負担金 1,000 万円、いちご煮祭り実行委員会補助金 600 万円等であります。

商工費は、構成比 0.3%の 1,725 万 2 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、商工費に町商工会補助金 200 万円、階上ブランド推進事業費 1,162 万 5 千円等であります。

土木費は、構成比 8.7%の 4 億 3,641 万 4 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、土木管理費に漁業集落排水事業特別会計繰出金 3,250 万 4 千円、道路橋梁費に平成 19 年 11 月の豪雨災害を受け新規に駅前地区雨水対策調査測量委託料 1,000 万円、除雪作業委託料 3,300 万円、町道維持補修委託料 2,500 万円、道路維持工事には平成 19 年 9 月定例会で追加計上した私道関連整備分を含めて 5,350 万円、道路新設改良費 1 億 179 万 5 千円、住宅費に旧榊山団地解体工事 2,090 万円、都市計画費に公共下水道債償還基金積立金 1,906 万 5 千円、公共下水道事業特別会計繰出金 4,737 万円等であります。

消防費は、構成比 0.5%の 2,474 万 6 千円を計上いたしました。

教育費は、構成比 15.2%の 7 億 5,959 万 5 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、教育総務費に学校統廃合計画検討委員会委員報償金 48 万円、田代小中学校組合負担金 2,067 万円、定期バス学生利用委託料 1,375 万 8 千円、奨学資金 2,136 万円、階上中学校耐震改修及び大規模改造工事 1 億 4,800 万 9 千円、保健体育費に給食材料費 7,608 万 8 千円、給食センター建設に係る設計委託料 2,236 万 5 千円等であります。

災害復旧費は、構成比 0.6%の 3,011 万 4 千円を計上いたしました。

公債費は、構成比 19.8%の 9 億 9,219 万 3 千円を計上いたしました。このうち、長期債償還元金は 7 億 9,843 万円、長期債償還利子は 1 億 9,253 万円であります。

予備費は、1,333 万 5 千円を計上いたしました。

以上申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的

経費は、前年度比 1.0%増の 24 億 9,214 万 4 千円となり、予算総額に占める割合は 49.8%となりました。

次に投資的経費は、前年度比 29.5%減の 4 億 8,202 万 3 千円となり、予算総額に占める割合は 9.6%となりました。

次に、物件費や補助費等と言ったその他の経費は、3.8%増の 20 億 2,983 万 3 千円となり、予算総額に占める割合は、40.6%となりました。

第 2 表地方債は、八戸圏域水道施設整備出資、小舟渡漁港漁村再生交付金事業、道路整備事業、階上中学校大規模改造事業、河川等災害復旧事業、臨時財政対策合わせて 3 億 7,070 万円を起こすものであります。

議案第 8 号 平成 20 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 3,505 万 7 千円とするものであります。

今年度の予算編成は、大きく変わる医療制度に適切に対応し、国保財政の安定的運営を確保していくために、町の保健事業の充実を図り、適正な保険給付に繋げていくためのものといたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入であります、国民健康保険税に 4 億 8,020 万 1 千円、国庫支出金に 4 億 8,008 万 4 千円、療養給付費等交付金に 1 億 2,285 万 6 千円、前期高齢者交付金に 1 億 8,253 万円、県支出金に 9,434 万 1 千円、共同事業交付金に 2 億 4,225 万 3 千円、繰入金に 1 億 3,151 万 9 千円等を計上いたしました。

歳出であります、保険給付費に 10 億 8,135 万 5 千円、後期高齢者支援金等に 2 億 988 万 2 千円、老人保健拠出金に 5,483 万 8 千円、介護納付金に 1 億 941 万 7 千円、共同事業拠出金に 2 億 4,225 万 6 千円、保健事業費に 1,334 万 7 千円、予備費に 1,097 万 1 千円等を計上いたしました。

議案第 9 号 平成 20 年度階上町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,772 万円とするものであります。

後期高齢者医療への移行に伴い、1 ケ月分の医療費などを会計処理することになったため、前年度と比較して大幅な減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、支払基金交付金に 4,590 万円、国庫支出金に 3,026 万 6 千円、県支出金に 756 万 6 千円、繰入金に 1,398 万 4 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、医療諸費に 9,130 万円、諸支出金に 500 万 1 千円等を計上いたしました。

議案第 10 号 平成 20 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,940 万円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料に 689 万 4 千円、繰入金に 3,250 万 4 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、排水処理施設の管理に伴う経常的経費として施設管理費に 961 万 8 千円、公債費に 2,888 万 8 千円等を計上いたしました。

第 2 表債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金斡旋制度により利子補給及び金融機関への損失補償の債務負担行為であります。

議案第 11 号 平成 20 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5,351 万 8 千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料に 1 億 4,309 万 3 千円、国庫支出金に 1 億 7,041 万 3 千円、支払基金交付金に 2 億 2,619 万 7 千円、県支出金に 1 億 570 万 2 千円、繰入金に 1 億 494 万 6 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、保険給付費に 7 億 1,834 万円、地域支援事業費に 1,541 万 7 千円、予備費に 292 万 7 千円等を計上いたしました。

平成 20 年度は、第 3 期 3 ケ年計画の最終年であります。平成 19 年 3 月末には、介護認定率が県下で一番低くなったことなどから、財政運営的には概ね堅調に推移しております。引き続き予防活動に力点を置くとともに、サービスを必要とする方がいつでも安心して受けられるよう相談窓口の強化充実を図ってまいります。

議案第 12 号 平成 20 年度階上町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 8,286 万 6 千円とするも

のであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金に 3 億 9,900 万円、一般会計からの繰入金に 4,737 万円、諸収入に 1,889 万 5 千円、公共下水道事業債に 4 億 1,760 万円を計上いたしました。

歳出につきましては、管渠、ポンプ場の設計及び監理費用などとして委託料に 5,730 万 1 千円、管渠工事、処理場ポンプ場建設工事費として工事請負費に 7 億 5,232 万 2 千円、水道移転補償費として補償補填及び賠償金に 521 万 1 千円など下水道事業費として 8 億 4,840 万 2 千円を計上しました。また、下水道施設管理費として 62 万 4 千円、公債費に元金及び利子償還金として元金分 310 万 3 千円、利子分 3,016 万 9 千円等を計上したものであります。

次に第 2 表地方債であります、公共下水道事業に係る 4 億 1,760 万円を起こすものであります。

議案第 13 号 平成 20 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,632 万 6 千円とするものであります。

この予算は、医療保険制度の改正に伴い、当町がこれまで実施してきた老人医療が、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療として県広域連合に移行することに伴う、町の応分の負担と諸々の事務処理の費用を計上するために、新たに特別会計を設けて対応するものであります。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料に 4,943 万 9 千円、繰入金に 3,688 万 1 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費に 921 万 5 千円、後期高齢者医療広域連合納付金に 7,690 万 9 千円等を計上いたしました。

議案第 14 号 階上町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の自己啓発等休業について、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第 15 号 階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律による国の同意を受けた県南・下北地域産業活性化計画に基づき、県の承認を受けた企業の立地促進を図るため提案するものである。

議案第 16 号 階上町後期高齢者医療に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町が行う後期高齢者医療事務について、所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第 17 号 階上町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、自己啓発等休業する職員を、職員定数から除外するため提案するものであります。

議案第 18 号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をするため提案するものであります。

議案第 19 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給料等に関する特例措置を改正するため提案するものであります。

議案第 20 号 階上町石鉢ふれあい交流館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町石鉢ふれあい交流館事業のうち学童保育事業を廃止するため提案するものであります。

議案第 21 号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の整備をするため提案するものであります。

議案第 22 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部改正等に伴い、所要の整備をするため提案するものであります。

議案第 23 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、

ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をするため提案するものである。

議案第 24 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、税制改正に伴う介護保険料の緩和措置の継続について、改正するため提案するものであります。

議案第 25 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、公営住宅榊山団地新築工事が完了することに伴い、町営住宅設置及び管理について、所要の整備をするため提案するものであります。

議案第 26 号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本案は、町道役場東通り線について、新たに認定するため提案するものであります。

議案第 27 号 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金の出資金に係る権利の一部放棄について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合において、ふるさと市町村圏基金の一部を取り崩し、同組合消防本部建設事業費に充てるため、同基金に対する出資金に係る権利の一部を放棄するため提案するものであります。

議案第 28 号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金の出資金に係る権利の一部放棄に伴い、出資金の額を減額するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程についての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長（松森 蒿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月4日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は、3月5日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前10時52分)

平成20年第2回階上町議会定例会

議事日程第2号

平成20年3月5日 午前10時04分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百目木和俊君	2番	大江和夫君
3番	林貢君	4番	浜谷政己君
5番	加藤祐君	6番	重文字勝義君
7番	鹿原章男君	8番	石川清人君
9番	山田恵治君	10番	土橋信夫君
11番	郷州公典君	12番	畑中弘實君
13番	木村勝彦君	14番	松森蒿君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	高谷清孝君
教育長	村上富士夫君	総務課長	浜谷義勝君
町民課長	中村豊志君	保健福祉課長	上博文君
産業建設課長	中城功君	教育課長	高橋信一君
会計管理者	小沢勝君	総務GL	田中昇君
企画財政GL	沼沢範雄君	税務GL	寅谷信廣君

戸籍住民 G L	上 野 文 生 君	健康増進 G L	梨 子 謙 一 君
福 社 G L	木 村 良 三 君	産業振興 G L	荻 ノ 沢 甚 逸 君
土木建設 G L	佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 向 達 人 君
教 育 G L	池 田 隆 君	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長	鹿 原 忠 直 君
代表監査委員 志 民 安 之 助 君			

職務のための出席者

議会事務局長	浜 谷 操 君	総務課総括主幹	地代所 康二 君
総務課総括主幹		引 敷 林 広 貴 君	

開会の宣告

午前 10 時 03 分

開議の宣告

午前 10 時 03 分

議長（松森 蒿君）ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

5 番 加藤 祐君の質問を許します。

5 番 加藤祐君。

5 番（加藤 祐君）ハイ、5 番、加藤です。（加藤議員登壇）

5 番（加藤 祐君） 当初予算 3 月議会に当たり階上町の将来の展望を踏まえ通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、ふれあい交流館学童保育移転後の利用についてお伺いいたしま

す。

平成18年に多くの方々のご尽力により、三地区願望の地域ふれあい交流館が完成し、その中に学童保育が地域住民の協力により運営されてきましたが、4月から石鉢保育園に移されることになりました。地域住民の声としてお茶を飲んで交流を図れる空間を作り、お年寄りの引き籠りを無くし、健康づくりに繋がる、また子どもの遊び場としても活用し、お年寄りと子どもが世代間交流を図れる地域住民の溜まり場に活用させて欲しいと聞きますが、町長の考えをお伺いします。

2点目ですがふれあい交流館での諸証明提供サービスについてお伺いします。

行財政改革が進む中で住民サービスが停滞して居ります。共稼ぎと高齢化が尚一層進み、また、交通機関が不便で地域住民は困って居ります。

施設を利用したサービスあるいは人的による配慮はないものか、町長はどのような考えをお持ちかお伺いします。

3点目は何回か町長にお聞きして参りましたが旧島田縫製跡地について、現在どのように進めているのか取り組みについてお伺いします。

尚、本定例会に一般質問の機会をいただきましたことと、関係各位に多大なご指導賜りましたことに心から感謝と敬意を申し上げます。壇上からの質問を終わります。

(加藤議員降壇)

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは加藤議員のご質問にお答えします。

まず1点目のふれあい交流館の点でございますが、ただいま加藤議員は平成18年に開館と申しましたがこれは平成15年の間違いだろうと思います。議員もご承知のとおり、平成15年4月に複合施設として開館した石鉢ふれあい交流館に学童保育を開設し、これまで運営をしてきたところであります。

町では、家庭教育支援チームを創設し、地域全体で家庭教育支援を支える基盤をつくるための委託事業として、地域における家庭教育支援基盤形成事業を展開することとなりました。

これは、国の委託事業で、地域人材で構成する家庭教育支援チームの多様な活動により、身近な地域において継続的にきめ細やかな家庭教育支援を行う基盤の形成

を推進し、家庭の教育力の向上を図るものであります。

この背景には、近年、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっております。

これまで、国の委託事業であります家庭教育支援総合推進事業や町家庭教育学級等を通じて、一人でも多くの親に対する学習機会の充実と提供を図ってきましたが、平成20年度からは、地域全体で子育て支援をしていく仕組みづくりの一つとして、これらの事業を活用することとしており、その家庭教育支援チームの活動拠点として、石鉢ふれあい交流館でこれまで学童保育として使用していた部屋を活用したいと考えております。

交流館は、これまで学童保育を始め、各種地域活動に利用され、地域の方々にとっても馴染みが深く、また町民プールを利用する親子・家族も多くいるため、フラットと立ち寄りやすい等の利点を活かし、石鉢地区はもとより、交流館を核としてまち全体で子育て支援をしていけるような、子育てに関わる総合的な情報提供や、相談活動、子育て中の親が気軽に立ち寄れる場として活用していきたいと考えております。

次に、諸証明提供サービスについてお答え致します。

地域住民のニーズに対応した諸証明の交付につきましては、個人情報の保護と個人情報の適正な取り扱いの確保を踏まえて、どのような方法で、どのような種類のサービスができるのか、それらに要する費用はどうか、人口の集中する地区を第1に考え、石鉢ふれあい交流館における交付事務を検討しているところであり、地域町民の不便を少しでも解消できるように、できるだけ早い機会に実施したいと考えております。

尚、人的なことですが職員については2人の配置で対応したいと考えております。

次に3点目の旧島田縫製跡地の現状についてお答えします。

旧島田縫製跡地につきましては、去年の3月定例会の一般質問でご説明申し上げましたが、町有地の上に株式会社青森パークホーム所有の建物が放置され、問題となっていることは議員ご承知のとおりであります。

これまで催告書を送付するなど先方へ連絡しておりますが、誠意ある対応がなされず結果として現在凍結状態にあります。

この状態は、町としましても大変懸念しているところであり、弁護士へ依頼し、

裁判で解決する方向が最善と考えております。

しかし一方では、弁護士への報酬、あるいは裁判終了後の建物の撤去費用等が高額になるなどが予想されることから、それらの費用も含め議員の皆様と協議しながら早期解決を図りたいと考えております。(町長降壇)

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君）有難うございます。私が理解する限りでは、町長は前向きにご検討されておるといことでございますので私も安心しております。

地域の人口が階上町全体の 3 分の 1、5,000 人ほどが住む地域でございます。そしてまた、町長が先程申されましたように沢山の方々が利用されてございますし、それを核として地域の更なる発展に繋がることと私は確信しておりますし、そして家庭の子育て支援事業を県、国の補助等をいただいておりますし、そして私が地域の声を聞きますと、今空いている部屋にお年寄りたちが自由に出入りできるよう、また学童保育に行かない児童がそこを利用し、お年寄りと子どもたちが交流をする場として必要ではないかと考えております。是非そういう事業も取り組んで欲しいし、地域の方々が健康づくりに利用できるような場として検討して欲しい。宜しくお願いします。

諸証明のサービスの提供でございますが、町長も議員時代に視察した矢祭町の職員が役場の出張所になりまして、職員の自宅がそれを担っているといことでございます。

住民が印鑑証明や住民票等を欲しい時は、お願いすれば職員の自宅で交付する制度など前向きな行政をしている町と思いました。

階上町の実態を見ますと石鉢から役場までバスですと 200 円前後に掛かります。またお年寄りのことを考えますと大変負担になっている、共稼ぎの方々も証明を取るために仕事を休んだりしていますので、一つの方法として時間の延長も検討して欲しい。

今まで第 3 次の行財政改革で締め付けもしてきましたし、職員も減らしてきました。

しかし、それに伴い住民サービスも低下してきたと思いますので、再度これを考

え直して欲しい。私は最初にふれあい交流館をお願いしましたが、町全体として公民館や郵便局等を利用した住民サービスをお願いしたいと考えます。

それから島田縫製の跡地ですが、町長は様々な方法を進めていると言いましたが、私が申し上げてから 2 年位になろうとしています。前向きに検討するならば様々な面で然るべき回答を議員達に報告するべきではないか、言われないうちは答えが出てこない。これはどうか。私は住民からも聞いていますが「議員達が認めないからその土地を売れない。」そういうことを言っている人がいる。それはいかがなものか。あそこの土地に建物が無くなれば分譲できる。土地を求め、住宅を建てる人が階上町へ八戸からあるのではないか。その経済効果を考えたらもっともっと進めていくべきではないか。あのまま放置して置くのか。もう 2 年経過しようとしています。

町長の答弁では、これから弁護士を頼んで費用がかかる。それは幾らかかるのですか、答弁を願いたい。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）再質問にお答えしたいと思います。

ふれあい交流館につきましては、行政サービス・町民サービスの低下を招かないように少しでも上げたいという思いで、今回そう言う風に検討しているところでございます。

そして郵便局等の活用につきましても、郵便局の方からいろんなお話がありますので検討していきたいと思っております。

それから町民サービスとして時間の延長についてでございますが、現在本町においてはやっております。これをふれあい交流館においても検討したいと思っております。

それから旧島田縫製の土地につきましてはの経過については、今議員からお話ございましたが、現実的に先方とのやり取りの中で 17 年度催告書を送付しても、17 年度の賃料が不払いである。そのような状況の中でなかなか話が進んでいないということで、議会が認めないということではございません。あと弁護士料等につきましては総務課長よりお答えさせます。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）先程加藤議員からご質問ございました、出来るだけ早く報告すべきではなかったのかと言うことでございます。

弁護士料につきましてはおおよその概要でございますが裁判をした場合には700万ぐらいと言うことでございます。

どうして報告しなかったのかということですが、先程町長が答弁いたしましたとおり、経過につきましては纒々前回でもご説明して参りました。裁判で決着するのが一番良いのではないかと申し上げます。

ただ、私どもの方で問題が今後考えられるのは裁判費用を掛けてやる場合、勝訴した場合でも相手側がそれを負担できるような会社かどうか等々も弁護士の方からご指導を受けまして、きちっと議員にご説明申し上げるような資料等を作って対応するようにとのアドバイスもございまして、たとえば勝った場合、その会社が果たして払うのか、費用を掛けた、勝ちました、さあ多額の費用ですということ等もございまして、財政状況の方からの判断、費用をした場合の判断、等々もございまして先程も言いましたが、裁判では勝っても全く払えない状況等々を出来るだけきちっと説明できる体制を作ってから議会に報告し、進めて参りたいと考えております。

5 番 （加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤 祐君。

5 番 （加藤 祐君）先程町長勘違いされておったようでございますが、私が聞いているのは議会の方にも、どのように進んでいるのか、あまり日にちが立たないうちに今こう進んでいますと説明をして欲しいものだと願った訳でございます。

今弁護士料を聞きました。700万ということです。あそこの土地は1,200坪だったと理解していますが、そうですか、教えて欲しい。金も掛かると思いますがこの土地、坪5万円ぐらいの通常価格だと思います。そうすると安く見積もっても住宅を建てた場合、1所帶來ることによって、大体50万円ぐらいの還元率があるんだろ

うと思います。そう考えた時、私は階上町がこれから自主財源を増やしていくには、そういう取り組みをしなければ、駄目ではないかと考えます。あの場所をしっかりと整理して、分譲して住宅を建ててもらい、そのことによって、階上町の自主財源が上がる訳でありまして、私は常日頃、一般質問でも言っているようにその姿勢が見えない。ただただ守るだけでは階上町は延びません。階上町は3反歩から1町歩までは町長の権限で団地造成ができます。まあ土地の用途にもよりますが、その前向きな姿勢があれば自主財源が上がっていくのではないかと。だから、盛岡の滝沢は2万人から5万人の村になりました。もう少し見習ってくださいよ。盛岡と都南村が合併した際、線引き制度が入って5町歩以上の開発になりましたから、ここは伸びていない。その隣の滝沢が合併しないで階上町と同じ都市計画法です。そして今5万人の村になっています。階上町は魅力ある町です。町長どうか前向きな姿勢で取り組んでください。

ですから今の島田縫製の1,200坪の土地も今説明を受けました。700万円かかるから二の足を踏んでいる、ただただ目先のことしか考えていないから、そういう答えがでてくるのではないかと。催告書を出しているからいい、それでなにかあったら説明しましょう、総務課長、島田縫製がどうなっているのかといいましたら、議員が不動産鑑定料に反対して取り下げた、だから売れない、そんな話もしているようですがそれは本当なのか。そんなことをもし言っているのならば、そんな考え方では町は発展していきません。もう少し前向きに物を進めなければ、これだけでなくもっともっと町の取り組みを検討していかなければいけないと考えています。再度答弁をお願いします。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）議員が不動産鑑定士を認めないということですが、これにつきましては、13年3月の議会でも申し上げましたがそういうふうなことはありませんとお答えしてございます。それから面積につきましては4,163㎡でございます。それから先程裁判の費用だけ言いましたが解体費用が1,600万ほどかかる、仮に私の方で壊すとういことになりますと1,600万の費用がかかるということで聞いてございます。

5 番 （加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）加藤 祐君の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが会議規則第55条のただし書きにより特に発言を許します。

5 番 （加藤 祐君）有難うございます。4,163 m²約それくらいになる、約1,200坪くらいになると思います。あそこは町で道路も通しましたし、非常に便利の良い所であると思います。今土地が動いておりませんが土地の安い所に皆さんが住宅を求めているのは確かでございます。18年度は61世帯階上町に来ています、人口の推移は横ばい状態ですが、これは大学生が減ったり、様々な要因で横ばい状態であると思いますが、でも、実質的には階上町に家を建てている人が沢山います。それで解体に1,600万掛かるということでございますが、また弁護士料700万ということですが、そればかり見ていて、あとの経済効果というものを全然考えていないのではないかと感じます。だから問題が出ても前に進めない、我々がこうやって質問してからでなければ答えが出てこない。

私もいつ出てくるか、いつ議会に説明するのか待っていましたが全然その気配もない、そしてまた、さっき答えをいただけなかったがやはりそういうことが耳に入ってくるようでは職員としての資質が疑われる。もっともっとそういう考えを持っているなら話し合いをするべきだ。もう少し前向きに検討して下さい。たとえ冗談に言った言葉にしろ、そのことが他所から聞こえてくるのでは階上町の発展にならない、町長の考えを聞きたい。

今までの質問の中に含めて町の将来性を考えてこれをどうするべきか、考えを正したい。

様々な障害はあるでしょう。でも、それを言われるまであそこを黙って置いて、不動産鑑定をかける事態がおかしいのではないか、その時から間違っているのでは。下が階上町の土地で上が青森パークホームの建物、そう指摘された時からおかしいのではないか、それを不動産鑑定をかけて売ろうとした事態が間違っていないか。それらをきちんと検討していただきたい。町長答弁お願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）加藤議員にお答えします。現在の青森パークホームに前会社から所有権が移転したのは平成 12 年でございます。そしてその後の賃料等の契約をして進めておりますが先方の方から売って欲しいと言うお話もあった訳でございます。提示価格等もあった訳であります。それが到底折り合う価格ではない単価できたのが平成 14 年でございます。そういう経過は以前にも説明した通りでございます。今議員お話されてございます町の将来を考えた場合の町有地を自主財源として取り込む発展的な考えは持っております。

そういった中で先程申し上げました問題点等がございましたので、これは先方とやり取りをしている中で一方的に話を切るわけにもいかない事情もございました。しかし 18 年 19 年経過いたしまして、このままでは先行きが不安であるという事で先程総務課長が申し上げましたように早く決着をしなければ、益々大変なので、今まで経過説明をしなかったことは、お詫び申し上げたいと思いますが今後の判断の仕方でどういう方向に行くかの試算も含めて議員の皆様にお示ししながら早期に解決を図っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（松森 蒿君）以上で 5 番、加藤 祐君の質問を終わります。

9 番、山田恵治君の質問を許します。

9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君）ハイ、9 番 山田です。（山田議員登壇）

9 番（山田恵治君）3 月定例会に一般質問の場をいただき大変有難うございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

読売新聞社の全国調査で、5 年後には全国の公立小中学校が、1,100 校以上が減少する見通しであることが判明いたしました。

また、廃校状態なのに校舎建設時の国の補助金が返せないといった理由で休校となった学校が続出していることも判明いたしました。

全国に 22,420 校ある小学校は 2008 年度には 211 校減少し、10,150 校ある中学校は 50 校減少することがわかりました。

2003 年以降、公立小中学校は 200 校以上のペースで減っています。その中に複式学級を抱える学校は全国に 3,000 校以上あることから統廃合が加速すると見込まれています。

出生率の低下に少子化が進む中階上町に於いても、平成 17 年 4 月 1 日時点での 15,186 人が人口のピークでしたが、その後少しずつ減り続けています。

今年の 2 月に階上町の人口は 15,000 人を割りました。今日現在階上町の人口は 14,975 人です。階上町の小中学校における児童生徒の推移をみるとその現象はさらに顕著に現れています。

平成 18 年 5 月現在小学校 992 名、これは昭和 45 年時の 74%にあたります。中学校は 535 人、これは昭和 45 年時の 72.5%、そして平成 24 年にはこれがさらに減少いたします。特に山手地区にある、登切小学校は 24 年には 9 名、金山沢小学校は 17 名、階上町学校は 27 名、3 校合せても 53 名しかいません。

階上町で 1 番大きな石鉢小学校でさえ 337 名から 275 名、赤保内小学校に於いては 300 名から 193 名に激減いたします。この現象は道仏、大蛇、小舟渡小学校に於いても同じような傾向が見られます。今後 5 年間で階上町の児童生徒数は 20.2% 減少してしまいます。

階上町教育委員会は、平成 18 年 7 月に階上町小中学校適正配置検討委員会が発足し、階上町における児童・生徒数の推移や、学校規模による教育への影響など学校規模の適正化について、保護者・地区住民説明会を開催されました。

その結果、小・中学校ともに、6 学級から 12 学級を適正と考えると結論付けています。

適正規模の推進については、登切・金山沢・階上小学校について、今後も複式 2 学級から 3 学級で推移することが予想され、早い機会に統廃合計画を策定する必要があり、地域住民の意見を十分反映させながら策定するよう提言されています。

このことを受け、町・町教育委員会は、今後、再編（統合）についてどのようなビジョンをお持ちでしょうか。

少子化と社会環境の変化により、階上町教育環境も大きく変わりました。平成 19 年度から 5 年後の 24 年にかけて、階上町の児童・生徒数は激減いたします。小規模学校・複式学級が増える中で、21 世紀を生きる児童・生徒の教育環境を整え教育効果の向上を目指すことが、町教育委員会の責務であると考えます。学校再編の必要性、再編に伴う課題、これからの再編計画の進め方について、町・町教育委員会のお考えをお伺いいたします。（山田議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、山田議員のご質問にお答えします。

学校教育は、一定規模の集団で活動することを通して、児童生徒一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造力、たくましく生きる力、自主性や社会性を育む教育を進めていく役割が期待されています。

このことを踏まえ、平成18年7月に学校適正配置検討委員会を立ち上げ、町内小中学校の適正な規模について検討して頂き、保護者や地区住民の意見を聞きながら6回の会議を経て、平成19年11月に提言を頂いたところであります。

この提言に基づき平成20年度は、階上町の子どもたちを育てる教育条件・環境の改善・活動の充実を図り、特色ある学校づくり・教育づくりを推進するため、登切小学校・金山沢小学校・階上小学校の再編計画について検討するため、学校再編計画検討委員会を立ち上げるところであります。

学校再編計画検討委員会においては、児童・生徒の育成基盤となっている地域や通学距離・通学時間等への配慮など様々な課題を検討して頂き、その内容をさらに各地域での懇談会をとおして集約していきたいと考えております。

もとより、学校の主役は子どもたちであるとの視点に立ち、今後も地域との連携を図りつつ、議会の皆様と協議しながら教育環境の充実に努めて参りたいと考えております。（町長降壇）

教育長（村上富士夫君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 教育長、村上富士夫君。（教育長登壇）

教育長（村上富士夫君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

町長答弁の通り、平成20年度に学校再編計画検討委員会を立ち上げ、登切小学校、金山沢小学校、階上小学校の再編計画について検討して参ります。ご承知のようにこれら3校は小規模複式学級を有する学校であります。各学校では少人数、複式の特性を生かし、個を大切にした指導、地域や保護者と一体となった教育活動など特色ある学校づくりを推進し成果を上げているところであります。このことは申し上げておきたいと思っております。

しかしながら、学年1名あるいは欠学年など児童数の減少が学習環境や学校運営

に大きな課題を投げかけている。このような状況が生じてきているのも事実であります。議員ご指摘のとおりでございます。

子どもたちにとって、学校や学級は教えを受けて学びあい、生きる力としての学力を身につけていく場であり、同時に同年齢集団の中で刺激し合い、係わり合い、いろいろな役割を経験する中で人間関係力や社会力を培っていく場でもあります。

また、学校運営に於いては変則の学級編成であるとか少人数であるがために限定される集団での教育活動など、先生方の努力や工夫だけでは解決できない現実もございます。

このような状況を改善し、児童の学習環境を整備していくためには、ある程度の規模の集団が必要であり、このことが学校再編の必要性ということに繋がっていくと判断しているところでございます。

尚、学校再編のビジョンについてでありますけれども、計画の策定に当たっては地域住民の意向を十分反映させることとした学校適正配置検討委員会の提言を踏まえ新たに立ち上げる検討委員会での協議、各地域での懇談会等を経て、練り上げてまして議員の皆様方にお示しして参りたいと考えております。以上でございます。
(教育長降壇)

9 番（山田恵治君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君）ハイ、9 番 山田です。ご答弁大変有難うございます。

学校の統廃合問題は教育問題であるとともに地域の問題であるということをしっかり認識して、大切なのは行政と地域のパートナーシップで取り組むことが大切だと思います。

100 年を超える歴史を持つ小学校、地域のシンボルであり、その地域に住む人々は学校を無くしたくない気持ちは皆一緒だと思います。しかしながら時代の流れとともに環境は激変しています。

登切小学校の今年卒業生は 0 だと聞いております。また 4 月の入学者は 1 名、そして来年の卒業生は 5 名、来年在校生は 7 名になると言われます。小規模校の利点は一言で言えば行き届いた指導が出来る、先程も教育長もおっしゃいましたが、きめ細かな指導が出来る、そういう利点はあると思いますがその反面児童生徒の相互の切磋

琢磨が少ないために遅しく育てることが難しいとも言われております。

また、児童生徒だけでなく小規模校においては先生方の切磋琢磨も欠けるということが言われています。大切なのは地域の住民またPTAの皆さんとこの統廃合に関して密接に情報交換をし、話し合いを持っていくことだろうと思います。先程、適正配置検討委員会で6回意見交換がされたとありましたが、それは階上町全体で6回。これから統合の対象となる地域とは、その一つの地域に対して今だ、1回か2回しかその説明をしただけであります。全国には沢山の統合した学校があり、近くでいえば洋野町の学校統合がありましたが、その地域の方々と4回から5回足を運んで懇談をしています。そして何故必要なのか、子どもたちには教育環境を整えるのが何故必要なのかということの情報を提供して、その地域の人たちにご理解をいただいている。

階上町の場合は適正配置委員会が出来て、今年度予算に統合計画検討委員会というものの予算がもらわれていますが、立ち上げる前にその情報提供を地域の方々にしていけないと、地域の方々が良く理解をしないうちに統合計画検討委員会進んで行くということになるのではないかと懸念をしています。その検討委員会が立ち上がって進む前にもっと地区のPTAの方々と懇談会などを開くとか、そういった理解を深め合うべきだと思いますが、教育長いかがお考えでしょうか。また、これだけの重要なことを進めていく上に於いて教育委員会の中に統廃合対策室なる責任ある部所を立ち上げる予定は無いのでしょうか。

教育長（村上富士夫君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育長、村上富士夫君。

教育長（村上富士夫君）山田議員の再質問にお答えいたします。

元より再編につきましては、前回、適正配置検討委員会、これが学校規模という風なことで話し合いに参った訳ですが、予想していたようにどうしても統廃合の問題が多く出た訳でございますけれども、その際も再編計画ということになった場合には行政指導という事ではなくて、これまで町が大事にしてきた住民の意向を重視するということから協議をいたしますとお約束をして来ておりますので、今、山田議員から提言のありましたこういう検討会を立ち上げる前に地域の方々と協議することも模索してみたいと考えております。

また、特別の対策室というものは現在のところ検討してはございません。以上です。

9 番（山田恵治君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君）ご答弁有難うございました。

是非とも地区の皆様方と密に懇談をしていただきたいと思います。統廃合の問題が進まない原因に行政の説明不足、地区住民の理解不足があるといわれます。どうか 21 世紀の健全な児童生徒の育成を願う見地から地域と相互理解の上にたち、パートナーシップを持って進めていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（松森 蒿君）以上で 9 番、山田恵治君の質問を終わります。

13 番、木村勝彦君の質問を許します。

13 番、木村勝彦君。

13 番（木村勝彦君）ハイ、13 番、木村です。（木村議員登壇）

13 番（木村勝彦君）3 月定例会に当たり通告に従い一般質問をさせていただきます。

自治体の財政新基準に対する階上町の今後の見通しについてお伺いします。

わが町の財政の現状は平成 18 年度の資料によりますと、大まかに歳入として町税収入は景気の回復の遅れなどにより伸び悩み、地方交付税は国の三位一体改革により平成 12 年度から平成 18 年度までに毎年 1 億円近い 6 億 1 千万の減額となっています。

また、地方債現在高は約 99 億 4 千万円であります。一方歳出として公債費、つまり借金の返済額は 9 億 5 千万円と年々増加しています。

また、福祉扶助費は 7 億 3 千万円と増加の一途を辿っています。

先般の議員全員協議会の資料では、起債に関する基礎収支の内容の中で平成 17 年度以降は起債発行額と償還元金の収入額が良いバランスとなっており、行財政改革への前向きな取り組みの成果が表れています。

しかしながら、平成 16 年度へさかのぼって見ますと起債 16 億 6 千万、償還元金

5億3千万円と約3倍以上の借入れとなっています。このような財政運営は今後到底考えられないことであります。

自治体財政健全化法が新年度2008年度決算から実施されて行く訳ですがその示された4指標として、

第1、実質赤字比率、普通会計に占める赤字割合。

第2、連結実質赤字比率、病院など公営事業に含める赤字割合。

第3、実質公債比率、自治体の収入に対する借金返済額の割合。

第4、将来負担比率、公社や第3セクターを含めた負債の割合。

があります。総務省が公表した基準算出により試算した結果が今年1月現在で県内7市町村が破綻一步手前の早期健全団体に該当することが判っています。

このことから、全国どの自治体もそれぞれ我が身に危機感を持ち安閑としていられない状況にあります。当町に於いてもこれらの基準を常に念頭に置き、行政、議会、住民が一体となった取り組みが必要であります。自治体は財政状況についてこれまで以上に情報開示に努め、知らせることを積極的に実行し、議会もその内容に関心を持ち知ることにも努めていかなければならないと思います。

そこで、新基準の4指標の中でも、実質公債比率の増の内訳、特に公共下水道第1期工事、事業費の総額が平成11年度から平成25年度として54億4千7百万、国50%、町50%負担であります。そのうち着工から現在平成19年度まで30億7千万が投資されています。起債は5年据え置き30年償還と聞いていますが、今後10年間の償還金及び維持管理費を合せて11億4千万と年間約1億1千万の費用が見込まれています。

そこで、これらの事項から今後加算される実質公債比率への公共下水道事業費の年次ごとの数値を示していただきたいと思います。

また、あくまで参考資料ですが、今後の町の人口予測が平成19年度14,998人、10年後、平成29年には14,048人と減少し、その中で65歳以上の人口が平成19年2,963人、高齢化比率19.8%、平成29年5,059人高齢化比率36%とおおよそ2倍の数値を推定されています。これらのことから新年度予算中総額22.1%と特出している民生費の今後の動向について可能な範囲でお聞かせ願いたいと思います。

(木村議員降壇)

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、木村議員のご質問にお答えします。

財政健全化法で示された4つの指標について、平成18年度決算額で算定すると、国の判断基準をクリアしている状況にあります。

実質公債費比率については、平成18年度は16.8%であります。平成19年度以降は、先日全員協議会でお示した資料のとおり平成23年度に22.1%まで上昇し、ピークは平成25年度で22.8%になるものと見込んでおります。

議員ご質問の実質公債費比率の増加の内訳ですが、これから償還が始まる平成14年度借入分の地方特定道路整備事業、平成15年度のふるさと林道事業、平成16年度の八戸平原事業負担金、平成17年度大蛇小学校大規模改造事業、平成18年度道仏中大規模改造事業等の償還が発生することから上昇するものであります。

次に公共下水道事業分の年次ごとの数値と財政運営に与える影響であります。公共下水道事業特別会計における公債費分についても公営企業会計分として当然ながら実質公債費比率の算定数値に組み込まれております。

平成18年度における公共下水道事業特別会計の元利償還金は1,088万9千円でありますが、平成19年度以降増加し、平成23年度で6,500万円程度、平成25年度で1億500万円程度、平成29年度では1億4,100万円程度になると見込んでおります。

このように公共下水道事業の公債費の増加が今後の実質公債費比率の上昇に大きく影響してくるものと認識しております。

このことから、一般会計における将来的公債費の負担を軽減させるため、公債費の元金返済よりも借入額を抑制して、基礎的収支を図り、さらに平成19年度から平成21年度までの措置である公的資金の補償金免除繰上償還制度の活用等により、長期的展望に立って財政健全化に努めて行く考えであります。

最後のご質問の高齢化に伴う民生費の推移と抑制のための対策であります。ただいまお話がありましたように当町の高齢化率は、本年2月1日現在で19.8%であり県内市町村の中では低い水準にあります。

しかしながら、最近の人口では3年連続のマイナスになる見込みであり、このような傾向が続く、団塊世代が65歳以上に達する数年後には当町でも急激に高齢化が進展するものと予想されております。

年度ごとの予算はその年の特殊要因があり全体の予算規模が異なることが多い

ため構成率で単純に比較は出来ませんがご指摘のとおり義務的性格の経費が多い民生費は増加傾向にあり、これは医療や介護の特別会計と連動していることも一つの要因であります。

また、高齢化の進展に伴い、医療や介護の給付費の増加はやむを得ないところではございますが、今後は予防や重症化の防止などの重要性を町民に啓発しながら、保健指導や健康教室事業などを充実させて、できるだけこれら経費の抑制が図られるように取り組んでまいり所存であります。(町長降壇)

13 番（木村勝彦君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）13 番、木村勝彦君。

13 番（木村勝彦君）ハイ、下水道については維持管理 21 年度から一部開始ということで維持管理費、そしてまた利用者の加入率の向上とこれから出てくる訳ですけどもそういった事等に十分目標に向かって頑張っていたきたいと思います。そしてまた、民生費の事については、平成 18 年度から 3 年間だいたい 22% 台で民生費が推移していますが、町長答弁の中でも医療・介護・将来の高齢化率に向けて非常に動く数字だと思っていますのでその点についても、限りなく 30% に近づいていくのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから、新年度予算の中で義務的経費、人件費 15%、扶助費が 22.1、公債費 19.8 と予算の中で半分の 50% の 24 億というふうな数字が出ておりますし、一方投資的経費が 4 億 8 千万、1 割 10% に満たない、財政的に非常に大きなポイントが出ていますのでその点についてもお伺いしたいと思います。それから実質公債比率の中で 25 年度で 22.8 というふうなこともございまして、先程も言われましたが借入金の中でここ 3 年今年から 3 年間で 1 億 1 千 8 百万というふうな数字で繰上げ償還できるということは結構ですが、出来るだけ動く数字ではございますが、5 年後のピーク時が非常に厳しいと思いますが、16 億を越した基金も 4 年 5 年後には 3 億を切るというふうな非常に厳しい内容でございますので、こういう点も他の町村もそうですが相当の頑張りをしていかなければならないと思います。以上お願いします。

保健福祉課長（上 博文君）ハイ。

議長（松森 蒿君）保健福祉課長、上 博文君。

保健福祉課長（上 博文君）木村議員の質問にお答えいたします。

民生費について全体の予算に占める割合が 22%程度で推移してきているということですが、今後限りなく 30%に近づいていくのか、というご質問でございます。町長の答弁の中でも申し上げましたように予算に占める割合と申しますのは、その年の特殊要因等がございますので単純に何%でいくのかという予想が出来にくいことではございますが若干申し上げたいと思います。民生費とは皆さんご承知のとおり、高齢者の方以外の部分も当然ございます。児童福祉、障害福祉とういこともございますが総じて高齢者が増えますと医療とか介護に経費がかかる傾向にございますので、その点からいきますと民生費につきましては恐らく減ることはないだろうと考えてはございます。私どもとすれば出来るだけ抑制する対策を考えて実行していかなければならないと考えてございます。以上です。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）それではお答え申し上げます。

今後の財政の見通しでございますが前にもお話してございますけれども今最大の重点を置いていますのは借金残高の減少をまず図る、ということで基礎的収支、返す額より借りる額を少なくする。もう一つは職員の適正管理を徹底していくということで、それにつきましては、20 年度 99 名でさらに徹底していく考えでございます。

それから、投資的経費等々につきましても先程申し上げましたとおり財源の健全化を図るということで優先順位等十分吟味しながら対応をしていきたいというふうなことで、第 4 次行政改革につきましては 22 年度を初年度として総合振興計画と併せて作って参りたい。その 2 年間ににつきましては、戦略プラン・集中改革プランの確実な実行を図って財政の健全化を進めて参りたいと考えてございます。以上でございます。

13 番（木村勝彦君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）13 番、木村勝彦君。

13 番（木村勝彦君）先程の町長の答弁にもございましたが、借入額・返済額のバランスが大事なことで、平成 10 年度からの推移を見てみますと 13 年度から平成 16 年度の 4 年間の合計額が約 49 億と各年度平均借入金が 12 億強ということで返済が 5 億円程度に止まっており、約 2.4 倍という数字が出ております。こういった事等が今後の返済のきつさに出てくることでございますので、平成 17 年度以降のバランスの取れた財政運営をしていかないと大変なことになるということを申し述べて私の質問を終わります。

議長（松森 蒿君）以上で 13 番、木村勝彦君の質問を終わります。

8 番、石川清人君の質問を許します。

8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）ハイ、8 番、石川です。（石川議員登壇）

8 番（石川清人君）本定例会に於いて質問の機会を頂きましたことに御礼申し上げます。

先年からの油の高騰により、ガソリン、灯油に町民は悲鳴を上げている中、さらにその影響で食品等の値上がり、また食品以外の品々、全てに於いて上昇致しております。

現在 3 月にも上昇し、また 4 月にも軒並み全てに於いて上昇いたします。今現在歯止めがかからない、どこまで跳ね上がるのか予想できない状況であります。

また、今年に入り中国産のギョーザ等の毒の混入、さらにはいろいろ中国産の物にそれらが検出されてきております。また日本でも偽造等、次から次と出てきております。

食の安全安心は信用できる状況に無いわけでございます。一日も早くこの不安不信を取り除くことを町としても県や国に強く要望し、実行しなければならないものでございます。

また、今国会で取り上げておりますガソリンの暫定税率がどのようになるのかは見通しがつかない状況でございます。非常に注視しているところでございます。暫定税率が廃止になりますと予算を全部組みなおさなければいけない、容易な事では

ない訳であります。

さて、我が町の財政と申しますと、先程、木村議員からもございました 17 年度の行政改革により、何とか息をしているものの 3 年後 5 年後基金はどんどんマイナスになる状況でございます。更なる改革を目指して行かなければなりません。

さて、通告に従い質問いたします。

給食センターでございますが、20 年度予算に設計料を計上しております。しかし事前にどのような計画でどういうふうに進めて行くのか、全然議会に報告が無いものでございます。今後の計画を詳しく説明願います。

給食センター式、これは文部科学省による統計でございますが給食センター式では 16,345 校、自校式と申し上げますのは各学校で給食を作ることでございます。これが 13,135 校、今問題になっている中国産冷凍食品の使用は給食センターでは 446 校、自校式は 89 校となっております。

当町では教育長からお尋ねいたしました但冷凍食品は使用されていないということで安心いたしました。これらは何を意味するかということになります。大きく作る給食センター、1 時間以内に搬送しなければいけない、時間の制約がございます。すなわち極端に言うと 2 時間以内に作って出さなければいけない。すなわち、これは簡単な物、出来上がっている物、冷凍食品に頼るしかない訳でございます。こういう現状が浮き彫りにされてきております。今国でも食育の大切さが論じられている中でございます。小中学校に於いても食育の大切さを教えている訳でございますが、果たして合理化だけの給食センターを進めて良いのか、先行させて良いのか。また、逆に今ここで見直して食材の購入や調理方法を見直す機会が来たのではないかと考えております。これについて、回答をお願いします。

さて、2 つ目でございます住宅用火災警報機でございますが近年テレビ・新聞等の報道を見ましても火災が非常に多くなってきております。また火災件数よりも更に逃げ遅れが非常に目立ってきております。毎日のように報道されております。本当に悲しく心が痛みます。さてこの住宅用火災警報機、20 年 6 月 1 日までに設置しなければならないという義務でございます。町民の皆さんはあまりご存知無いと思われます。今日まで町としてどのようにお知らせして来たのか、また本町の設置件数は何%なのか、そして町で行っています町営住宅は必ず設置しなければならないことになっています。この辺の現状はいかがか。そして今後の対策を示していただきたい。この報知機は 1 個当たり 5,000 円程度いたします。一軒の家に最低 3 個から 5 個必要です。家庭に於いては大変厳しい金額だと思います。町として非課

税・障害者・一人暮らし等の方々の助成等の考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

次に3番目と致しまして、町長・副町長の給料についてでございます。

今、現在町長の期末手当、20年度の予算にアップした分年152万4千円を増額計上されておりますが、この厳しい財政の中、平成17年の行政改革に賛成した経緯もございます。現在町長に成られて2年なかばを過ぎました。あえて今増額される理由を説明願います。また、町長は2年前就任以来、自らの案でどのような行政改革、合理化等を進められたか、その効果が幾ほどこお伺いいたします。副町長については2年前に県庁からということで出向させていただいております。その時の約束は2年間というお話でございました。このたびの再任ということで、協議会で話されました。しかしながら報酬の件も副町長の件も一度も議会に話することなく、決められてきています。その県庁にお願いしたことを協議会に話さなかった理由をお尋ねいたします。

そして、2月7日の特別職報酬審議会の委員長に対して町長は諮問を出されました。町長、副町長の給与の増額及び期間、この期間ですが町長、副町長とも2年間でございます。

その答申もすなわち審議会が議論して出された答申、これも2年間でございます。

しかし、先般協議会の中で副町長は2年でなくて1年だという話です。当然これは町長が報酬審議会を開く前から知っていた事でございます。

しかし、担当者がその会議の中で1年ということを一言も言われていない、報酬審議会では2年間として捕らえて、1年という情報が入らないまま審議をして、答申されておりますので、このことについて説明願います。

そしてまた、去年教育長の給料月額18%、期末手当1ヶ月で提出されたときの考えをお伺いします。私は今の内容からいたしますと副町長に合せた町長の便乗ではないかと考えておりますが、もし、便乗でないとするならば単独でも上げられたのか、予算に挙げたのか、20%減、1ヶ月の低い部分でも同時に挙げられたか、お答え願います。以上で壇上の質問を終わります。(石川議員降壇)

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長（浜谷豊美君） それでは、石川議員のご質問にお答えします。

まず給食センターの件でございますが、現在の給食センターは、昭和47年に建築したウェット式殺菌システムの共同調理場であり、昭和48年2月より給食を開始し36年が経過していることから、老朽化による施設自体の気密性や安全性の低下、また、環境の変化による食中毒についても新たな菌（O-157、ノロウイルス等）が主流となるなど、現状のままでは安全性に不安があることから、給食センターの建設について、平成20年度設計、着工は平成21年度を予定しております。

平成20年度当初予算には用地選定をするための不動産鑑定委託料と設計委託料合わせて2,286万5千円を計上したところであり設計の委託は、用地が確定してから発注することとしております。

現在、担当課で試算している状況では、床面積750㎡、工事費4億3,000万円、内（オール電化による設備費1億1,000万円程度がアウトラインと見込んでおり、平成20年度設計委託を行い更に精査することとしております。

また、事業費の区分については、交付金事業、PFI事業、リース事業のメリット、デメリット等を比較検討し、効率的で効果的な方法により発注したいと考えており、厳しい財政負担の軽減化を図ることとしております。

交付金事業を想定してのご質問だと思いますが、現在の試算額を基に算出した場合、国の交付金4,800万円、起債2億8,600万円、一般財源9,600万円程度の負担が必要と試算しております。基金については、平成21年度の町総予算額により変動するものであり、現段階では本事業のみでの取崩しを考えているものではありません。

民営化につきましては、センター建設と合わせて協議しながら移行したいと考えております。

また今後、給食センターの建設につきましては、早急に用地確保の為の用地選定作業を進めることとしており、今後とも議会の皆様と協議しながら進めてまいりたいと思います。

これまでの経過とそれから、今後の経過等につきましてはこれまで教育委員会等で審議しておりますので担当の方から答弁をさせたいと思います。

次に、住宅用火災警報器設置義務について、お答えします。

全国の住宅火災による死者数は急増しており、約6割が逃げ遅れによるものであり、火災発生状況をみますと、就寝時が最も多く死者の半数以上が65歳以上の高齢者となっております。

今後、高齢化の進展に伴い死者数の更なる増加が懸念されることから、火災によ

る死者をなくするために、平成16年6月の消防法の一部改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、新築住宅においては平成18年6月1日から、既存住宅については各市町村の火災予防条例で定める日からとされており、当町では八戸広域市町村圏事務組合火災予防条例により、平成20年6月1日までに設置が義務付けられております。

町内の設置状況としましては、町営住宅については設置が完了しておりますが、一般世帯では、昨年10月に八戸広域消防において町内100世帯を対象に実施したアンケート調査結果によりますと、約10%程度の設置率となっております。

設置に対する助成については、現在、重度障害者等日常生活用具給付事業及び緊急通報体制等整備事業により、重度障害者や一人暮らしの高齢者等の安全な生活を支援しているところであります。

今後は、一般世帯に対し八戸広域消防と連携を密にしながら、広報活動等により啓蒙普及を行い設置率の向上を図って参りたいと考えております。

3点目の町長、副町長の給料についてお答えします。

町長の期末手当増額の件につきましては、これまでの経過で説明してきましたが行革見守り委員会、特別職報酬審議会の意見を尊重し行革3ケ年を実施した区切りに当たって町長の職責及び副町長、教育長との均衡を図るため増額を検討し計上したものでありましたが、議員等のご意見を考慮し据え置きといたしました。行政改革の進捗につきましては、基礎的財政収支の黒字化、町債残高の減少、人件費の減等であり、これらについては見守り委員会に報告し一定の成果を得たところであります。

副町長の再任については、事前に議長、そして議員の代表の皆様にお話をした上で県庁に赴き副知事をお願い申し上げ、1年間で了解を得てきたところであります。

議会への報告がなかったということにつきましては人事と報酬は一体なものであり、その両方を事前に協議した上で報告したいというふうなことでしたので、事前に議会の了解を得て、というふうなところまでは考えておりませんでした。

特別職報酬審議会への諮問を2年とした理由につきましては、集中改革プランの期間を21年度最終期限としておりましたので、その期間としたところであります。財政状況、行革の達成度等を考慮し、その職責に対する報酬額が議論され答申を得たと認識しております。

また昨年の教育長の報酬等につきましては、平成17年度から今年度までの、まだ3ケ年の行政改革期間中であるということと、町長報酬との均衡を図るためであ

ります

そして最後に副町長に便乗した今回の提案ではないかということにつきまして、ただいま申し上げましたように昨年教育長報酬の審議に当たって議員の皆さんのご意見等、そして先程申し上げました全員協議会で説明した考えに基づいて、今回町長の手当ての増額でございます。便乗値上げということではございません。(町長降壇)

8番(石川清人君)ハイ、議長。

議長(松森 蒿君)8番、石川清人君。

8番(石川清人君)まず1点目の給食センターでございますが、今こうして計画を聞いて初めて分ります。私が通告したからこの前少し出しましたが予、算を盛る前にこういう計画だということを何故示されないのですか。計画では去年から今年予算を持って来年建てましょうということは町長からも出ています。そして今聞くと土地はこれから見つけます。階上町に町の財政の中で、建てれないところがあるのか、そういう大きな議論もしなければならない。町長は今淡々と言いましたがこれをなにも聞いていないのです。予算を持つために議論をしながらやるべきだ。では、土地は新しく探します。では、今町にある財産の中で何故建てれないかという説明がない等、そういうことを議論していくことではないか。中央保育所の隣の大きな土地があるのに、担当の方々に勝手に判断して新しく建てようとしているのではないですか。誰も議会は聞いていません。先程山田議員からも学校の統合の話がありましたが私も町長へお尋ねしました。そのときは町長はしばらく考えていまして1月に答えている。たとえば統合したときにその施設をセンターに改築してやる方法もあるのでは、これも選択肢の一つではないか。確かに設計料は予算を通しました。しかしその前に大きな骨格を何故示されないのかと私は申し上げているのです。そして民営化についてもいろんな選択肢がございます。建物を建ててからその中身だけお願いする方法、もしくはやりたい企業があったら誘致として助成をしてやらせる方法、業者と折半する方法等をやれば今後管理費等がなくなる。今の民営化でやれば建物の管理費等全部かかる。私はこれからの給食センターがどうあるべきかの姿を議会に説明すべきである。これらを考えると今設計の予算を持って、来年着工した場合、この大きな問題をどうしてクリア出来るんですか。普通

は2年ぐらい計画を建てて予算を取ると思いますがこれについて今一度お願いします。

それから2番目の住宅の火災報知機ですが、これは町民にもなかなか伝わっていないのでよろしくお願いします。ただし先程町長が障害者等にはすでに行っているように聞きましたが、今すでについているんですか。そこをお願いします。

そして3番目の町長、副町長の給料のことですが先程淡々と2年間の町長・副町長、見守り委員会そして報酬審議会の答申が出た。しかし諮問とは町長が出すんですよ。自分自身で報酬審議会に対して、その時に報酬が安いと思ったから出したのかどうかを聞いています。そしてその報酬審議会の中で副町長は1年間とはっきりしているのに伝えず、2時間以上3時間近く掛けて会議をした。審議会委員は2年間を前提に議論して解らずに答申を出しています。これを正直に1年間と申し上げたら、勿論、議論の仕方も違うし、答申も違ってくるんじゃないですか。すなわち1年間というのは県庁からお越しにいただいている副町長の給料が余りにも差があるので特別に上げている。そして2年前に県庁から副町長をお願いするとき私が言いました。「給料 20%減、手当1ヶ月で良く来てくれましたね。」と私が言ったとき町長はびっくりしていました。県庁に行ったとき報酬の話を全然していない。普通お願いするときは、まず給料等をお話しするべきではないですか。2年前にさかのぼりますが副町長を2年間という約束でその後は地元から探し、この給料でやると言っていました。「月額 20%減、手当1ヶ月」それで議会が了承しています。この前の全委員協議会でも副町長が1年になったということは言っていない。訂正もない、担当課長からもない。その後の協議会で1年間に直ってきている。こういうことは議会無視ではないですか。町長が本当に副町長をお願いしたいのなら、県庁に行く前にもっと早く報酬等を議論しなければならないです。先程答弁にありました「代表に、県庁へ行くをお願いします。」その中身に一つも触れていない。代表が集まったとき町長は2年間お願いしたいといった。県庁との話し合い後、もう一回言ってくださいと言ったのに言わない。そのときに給料の話は一言も出ていない。私が便乗値上げといったのはそういうことなんです。副町長を上げると町長よりも高い、誰が考えても町長も上げるべきだと思います。しかし去年教育長の「18%減、1ヶ月の期末手当」そのとき私が言いました「下げすぎではないですか。」でも町長はこれで「お願いします。」と言いました。そのとき「来年またこういう事が起きますよ。」と私が言ったじゃありませんか。でも町長は「18%減、1ヶ月の期末手当」しかし議会は「これはあまり低い。」ということで「手当 3.3」に議会で

決定した。副町長は県から出向しているので特別に見たとしても、その通りに「20%の1ヶ月」になったらやっぱり低い。「20%の3.3ヶ月」で地元から探した場合にやってもらうと教育長より42万高い、今140万違います。町長と副町長の均衡を取って今の通りです。去年町長が出された教育長との差はどう考えますか。こういうことは常に関連するんです。

17年度からの行政改革は一定の成果が見られました。町長も職員も頑張っていたんですがそれは今だけで先程木村議員の質問にもありました3年後、5年後こんなに下がってしまう。また行政改革をしなければならない。しかも町長が2億の目標を掲げて行政改革をしたものではない。前町長が掲げてやってきた成果が今ここにあるわけです。

そこで町長に質問します。1つは副町長との均等、今現在140万ほど高く上げていますがそれと比べたら町長の方が確かに低い、しかし改革で決めた「月額20%の1ヶ月」でいくと町長の方が120万も多い。「それでも町長が上げましたか。」と言っているんです。

報酬委員会で何故それを言わなかったのか、明確に「町長が指示して担当課長が言わなかったのか、二人で相談して出さないのか。」報酬審議会をなんだと思っているのか。1月に県の副知事に会って1年ということを知っていた。そして2月の報酬委員会。何のために報酬委員会を開いているんですか。それで13日の協議会で私の質問で「1年なのに何故2年間の報酬なのか。」聞いても町長は答えない。たとえば13日に1年間だとなったら何故また報酬委員会にかけないのですか。今現在報酬審議会の皆さんは1年に変更されたことを誰も知らない。こんな大事なことを議会に出して、「報酬審議会を参考にしてください。」、勿論我々も審議委員の答申なので十分その意を汲んで回答を出さなければならない。それから21日私が一般質問で使うため総務課から資料をいただきましたが、13日に全協で出した資料と数字が間違っている。誰がチェックして誰が点検しているのですか。以上のこと等整理して答弁してください。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）石川議員のご質問にお答えいたします。

今回の予算計上前に議会の皆様方にご相談をするべきだとの質問ですが、大変申し訳ございませんでした。それで町有地に建設が出来ないかの質問ですがいろんな検討をさせていただきましたが町有地につきましては中央保育所それから階上中学校脇の町有地がございます。ここに建設を考えた場合、終末処理のことも検討しなければならない、それから 21 年度公共下水道一部供用開始というふうなこともありまして、その稼働率向上も考え沿線方も考えてはいいのではないかと、縷々検討させていただいた経緯はございます。議会に対して連絡協議等をしていなかったことにお詫び申し上げます。

このことにつきましては、教育委員会・学校給食センター運営委員会にはお話をしてくいております。

それから民営化につきましては、行革で 21 年度までに協議をしてその先を決めていく流れになっていますが、議員から言われました件も併せまして今後検討させていただきたいと思っております。

用地に関してはとにかく用地確保を第一に考えまして各委員との意見を交え、議会への報告等を重ねながら 20 年度は用地獲得に努めて参りますので宜しくお願いします。

保健福祉課長（上 博文君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）保健福祉課長、上 博文君。

保健福祉課長（上 博文君）火災報知機の件にお答え申し上げます。福祉サイドの助成制度として再質問にお答えいたします。福祉サイドの助成制度として2つございます。

一つは重度の障害者の方に対する日常生活用具の給付という事業がございまして、その中で助成をする制度でございます。ただ、こちらについては実際に利用する方がない状況ですのでこれから普及して参りたいと考えてございます。

もう一つは一人暮らしと高齢者だけの世帯に対する福祉安心電話の中での緊急通報装置がございまして、こちらの方は 19 年度末で 42 台設置してございます。システムの簡単には簡単に申し上げれば屋内に取り付けてある緊急のボタンを押しますと県社協に行ってそれから消防なり、近所の方の協力委員の方へ連絡がいった確認するというシステムでございます。以上です。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）それではお答えいたします。順序が不動になるかもしれませんが、その辺はよろしく願います。

まず、県へお願いするに当たって議長、代表の方へお話をしました。そのときには確かに「良いとか悪いとか～」というふうなお話はございませんでしたが、私はその中で了解を得て事前に議員のそしてまた議会の皆さんの了解をというふうなことになるには、私はある程度状況、本人、県の意向も把握して、そして相談していくというふうな方向で行くべきではないのかなあと判断したところでございます。そして報酬についても再任でございまして報酬をどういうふうに決めるかというふうな議論ではなくて、本人については議員の皆様も十分承知していることでございますので、私はお願いするというふうな立場上、現在の形で報酬も含めて再任をお願いしたいというふうな意味合いで申し上げましたので、報酬を例えば減額とかのお話をするというのはお願いする側としてどうなのかというふうなこともございました。そういう意味で県に対してお願いするに当たっては、現在の同じ状況でお願いすべきではないのかということで行きましたので、減額については考えておりませんでした。

それから、報酬審議会に諮問するに当たって1年の期間がわかっていて言わなかったというふうなことについてでございますが、先程も申し上げましたとおり、報酬審議会への諮問の期間についてですが、町長と副町長両方とも現在の集中改革プランというふうな期間が後2年あるというふうな考え方でありましたので、2年後に始まる第4次の総合振興計画、その策定に合せるというふうな意味合いでございまずけれども、その意味でこの2年間というふうなことで大きく見直しをするにはあと2年間であるというふうな考えもございました。副町長の1年間という期間については、副町長の任期については4年間と決められておりますので、後任期は2年残されております。それについては附則で対応をしたいというふうな考えでございました。今回増額を計上したことについての基本的な考え方について問われましたが、これは報酬審議会へ諮問するのは私が考えて諮問したわけでございます。それに当たっては基本的に私は石川議員が去年の教育長の報酬を提案したときの考え方、手当てを1ヶ月分と提案したではないかと言われましたけれども、それを提案

したのはあくまでも、教育長の採用に当たっての報酬は現職の校長であるというふうな特例措置であるという考えで去年の３月末までそういうふうな措置であったと考えております。そして、４月からはその特例期間が過ぎれば本来の行革で示された本則に戻るという考えでございました。そう言う考えで提案申し上げました。そうしたら今議員からお話されましたように、それではあまりにも「低すぎる」と今後その他の特別職員についてもいろいろ均衡を欠くのではないかというご指摘も意見もいただきました。そういうことを私はその時点でまだ行革の３年間の「去年は途中の２年目」であったわけです。それでも、尚、議員の皆さんがこれを上げる「１ヶ月は低すぎる。」ということであれば「行革の見直し」ということになるわけです。ですからその時に他の議員さんからも町長、他の特別職についての見直しも考えるべきだという意見もいただきましたが私は今行革が進行している。３年後にそのことは考えておりますと答弁もしております。ですから教育長については議員の皆さんの意見を考慮しまして、当初提案した１ヶ月分を取り下げして３.３ヶ月に上げた経緯がある訳でございます。ですから現在予算増額計上したのはその３ケ年の行革期間が経過したという考えでございますので、去年の教育長はそれに先駆けて見直しをしたという考えと、私は判断しております。副町長が「２０％になった場合でも今の考えを提案したのか。」とういことのご質問だと受け止めてよろしいですか。これについてはその通りでございます。そういう考えで今回は３ケ年を経過したというふうなことで、あくまでも去年の教育長３.３ヶ月に習った形で議員の皆さんの意見がそこにあるんだというふうなことで、考えましたし、私は３ケ年経過した後に見直しをしたいというふうなことで考えておりました。それと今、根本的にこういう議論をしておりますのは行政改革のあり方として決めた内容が果たしてこれで妥当であったのかというのが、これまでの全協でも石川議員からたびたび、ご意見が出されております。これを決めた当初から疑問があるというふうな考え方で出されましたけれども、私も先程ありましたように議員の時にこれには賛成した一人でございます。これは議員全員が満場で決めたことです。そして今ここで何故というふうなことについては、行革は３ケ年というふうなことで決めておる訳でございます。今後第４次の行革大綱を作成するに向けて、また検証しながら必要に応じて見直しをしていくべきだというふうな考えは私ならずとも、当時の計画を策定した方の考えであったのだらうと思っております。そういう中で今回計上し、そして前回２７日の全員協議会でご説明申し上げたところ、いろんなご意見等が出され、そしてその中で議長からの話もあり、議員の代表の方々と意見が出されまし

たのは、今回町長の手当てについては上げないということで、そして予算案については既に提案しておりましたので、これについては予算は執行しないという議員の皆さんの合意の元で了解を得て、今回計上したものでございますので、この内容について代表に入っていたいただいた石川議員からこの点を指摘されますと、私も疑問を持たざるを得ないというふうな気がしております。この判断を下した議長のご意見があれば伺いたいと思います。

(挙手しないで石川議員が質問、これに町長が答弁。)

もし副町長が現在 20%のカットであった場合でも、町長は報酬は 28%ですので手当てについては今の 3.3 ヶ月で提案したいと思っておりました。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）まず 1 点目の給食センターでございますが、課長答弁有難うございます。

場所の選定等については議会を交えてするべきだと思います。これからお願いしたいのは、これから設計等される訳ですが必ず現場で働いている職員の意見を取ってください。

町の考えだけでなく現場の意見を聞かなければ非常に使いにくいものが出来る。私も他の施設を見ましたが使用しにくいものなどがあり、やはりその施設に働いている人の意見を聞いて事業を進めないと無駄な使いにくいものが出来てしまいます。一つの例を言いましたが、今の施設はオール電化と町長から説明がございましたが、オール電化でも結構欠点があるように感じております。とにかく現場の意見を聞き、間取り等を十分検討して職員が働きやすいセンターを作っていただきますようお願いします。

2 番目の火災報知機については一人暮らしの人達に十分配慮してお願いします。それから緊急電話の件ですがこれを火災報知機と連携できるような器具があるかどうか、もしあると知ればその方法も考えたらいいのではと、提案申し上げます。

3 番目ですが 2 年前の約束がいろいろありますからいいですが、自分の上げる、議案の第 19 号と一緒にいる副町長と町長が。どっちな 2 つ一緒に○にするか、×にするかしかないんです。分けて書いていないから。たとえば町長の部分の

条例と副町長の部分の条例と別々であれば、最終的に結論を出せば町長の分を切って副町長の部分を認めましょうと言う事もありますが一緒なんで出来ない。予算について町長と副町長の金額誰も知らない。予算書をもらって始めてわかりました。予算書には方法が2つしかない。協議会を開いてある程度理解を得られて出す場合、それが出来なければ今現行の予算で取り合えず上げて、そして補正をかける。そういうことなんです。町長の部分は何にもない。だから私が便乗値上げだということです。

議案第19号が議会にかかります。町長だけ切る訳にはいかない。町長は2年前に県庁にお願いして給料が通らなければ議会の責任だと言っている。今回も副町長を認めてくれないと議会の責任だと直接私に言っている。町長の「認めないと、議会責任。」というのは何を差していますか。議会は議会で自らの責任で賛否はやります。

それから、行政改革の中で副町長に1年間、町長に言っている地元から探しましたか。「ありません。」副町長がどうのこうと言っていない。その手立ての問題です。町長が地元から見つければ、20%の1ヶ月で決まること。そう決めたとき、町長の給料を上げることを出せますか。「副町長が高いから極端ではないか。」ということでしょう。先程町長が「議会でいろいろあったので自分の部分は予算を持ったけど下げました。」と言いましたが、これは町長自ら下げたことではない。2回も協議会をやって、またこの前夜7時までかかって、結論が出たのを飲まざるを得なかった。そういうことです。1回も町長は「副町長の部分はお願いします。自分の部分は取り下げても」という話があればすんなり納得する。

先に予算ありきではなく、お願いしてありきでなく、予算を盛る前に話をしていたきたい、ある程度の意向を聞いて進めることであるし、先程町長が見守り委員会と話しましたが何方から出ようが最終的に判断するのは町長です。先程議会の方からと言う話もしていましたが、それは一人二人「いずれ見直さなければいけない」と、私も17年の改革以来そう思っています。だけど今の時期とは誰も言っていない。協議会に於いてもいつからということは一回も話されていない。個々の話です。公私混同しては困る。

そうでしょう。今の話だって、見守り委員会から話が出たので上げました。報酬審議会にかけました。それは町長が諮問をかけなければ報酬審議会は無いんです。

さて、副町長に対して2年前に辞令書を出していますがその意味を教えてください。

どういう考えで辞令書を出したのか。

もう一度聞きますが去年教育長をここまで下げた時、「議会がどうのこうの」と言いましたがそのとき町長が断行したので議会が逆に「下げすぎだ」ということで3.3にしたのです。

全体的な話で、現在の教育長との差が140万ほどあるんですがどこが釣り合いが保たれているのか。そう言うことを見越して去年私が話をしています。そこをもう一度お願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）石川議員にお答えいたします。

辞令のお話が出ましたけれども、本来副町長の任期は4年というふうに定められております。そして辞令につきましては理事者と県から来た副町長に対しての配属先を決めるというふうなことで辞令を交付した訳ですがこれに期間を付したことについては間違いでございました。その当時の担当が恐らく2年間をお願いをしてきたということからそういう形で付したものだと思います。正式には期間については付記する必要があるというふうなことで、これは誤りでございましたのでお詫び申し上げます。これについては本人と町とのやり取りでございますので、「公表して」というふうな内容ではございません。でも誤りであったことは訂正したいと思います。

それから、教育長の去年の提案は先程申し上げましたとおり、私は1ヶ月で提案いたしました。その考え方はあくまでも行革の試行期間であるという考えでございました。その後私は取り下げをいたしました。そして再度3.3ヶ月分ということで、引き上げて再追加提案したものでございますので、これについて私は全協でいろんなご意見を伺って、そういう方向にすべきだというふうに考えて提案したものでございます。

報酬審議会も含めて、すべて私の判断で提案しているものでございまして、見守り委員会のお話も参考にというふうに申し上げておりますし、何方が町長をやっても3ヶ年の行革を実施した時期に来れば、見直しをすべき時期であろうと考えております。

来年度につきましては今の県からの副町長が変われば改めて提案をして見直しをしたいと考えております。

これについては現在での行革案の 20%ということで考えております。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君の本件に関する発言はすでに 3 回に及びましたが会議規則第 55 条の但し書きにより、特に発言を許します。

8 番（石川清人君）ハイ、有難うございます。

いろいろ議論をしたわけですが、町長の考え方と私の考え方に差異がありすぎます。

私は一般論として、一般常識として話しています。報酬審議会の話も少しでも誠意を持って審議していただきたい。先程言いました給食センター等の件など、何も議会に協議も無いまま、案件も予算も挙げる。冒頭にも言った、今までも議員から「議会軽視」と言われて来ている。もはや私は議会軽視でなく、議会無視だと申し上げています。今後こういうことをされると審議に応えようが無い。

先程町長が出来れば地元から副町長 1 年お願いしたい。そうした場合 20%・1 ケ月に戻ります。そうした場合、人を見て上げたり、下げたりするんですか。

今の案を認めることによって、町長と副町長の部分が 1,200 万この改革中に特別上げることになるんです。4 年間分です。そして先程取り下げたからいいですが。

問題になっているのは、報酬なんです。副町長の報酬のことは町長は何にも言っていない。町長は先程「議会の責任」と言っていますが副町長は県庁の職員だから本来ならば 20%の 1 ケ月ですが特別に認める。これは議会としても断れない。

議案第 19 号の中に報酬の問題で条例があります。そこに町長の報酬も入っている。当然副町長の報酬を認めると町長の報酬も認めることになる。これは後で訂正してもらい最終案が今の案になったのです。町長は「自分の報酬については取り下げますが、副町長の報酬についてはお願いします。」と何故言わないのですか。

今後は出来るだけ議会に話し合いを持ち、協議をしていただきたい。また資料等の提出の際は誰が作り、誰が見て、誰がチェックするのか、そういう役割なされていないから、こういう間違いがあるんです。職員の適材適所を考えていただいて今後頑張ってください。

町長、副町長には大変厳しい質問をいたしました。また誠意ある回答有難うございました。副町長にはあと1年よろしくお願い申し上げます。今年1年、副町長の決意を宜しく願いして、質問を終わります。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）ええ、町長としての責任と役割、基本的なお話をいただきました。

いろんなお話をされた中で、一つ一つに中々答えにくいところがありますが基本的な考え方の部分としてお答えしたいと思います。

相談という基本的な部分については、これは議長ともっと連携を取っていかねばならないと常日頃感じているところでございます。

それから、これまでの一連の経過の中で役割と責任ということを考えたときに、まず提案するには私の判断が第一であり、そしてそこには提案権と共に責任も伴ってきます。そう言った中でどこまで事前に議会の了解を得て議案を提出するかということは非常に難しい部分もございます。今回は印刷製本されるというふうなこともありまして、議員の皆さんに議案書を10日前までに配布して欲しいと言う要望に答えるためにも期間も大分いつもより事前に取り掛からなければならないというふうな面もございました。そう言ったこともありまして、2月13日に協議会を開催いたしまして、その後に発注したのでございますけれど、事前のこの部分についての了解合意がどこまでというの、いつまでだと制限をしてお話をするとすることも、人事の事でしたので非常に難しい面もございました。それもこれも含めて議長との、その面についての意志疎通が不足していたことは率直に認めます。そういうところが今の形になってきたのかな、と考えますがやはり、最終的には提案権というふうなことと、責任は当然私にあるわけでございますので、そう言った考え方で私もご提案申し上げましたので先程全員協議会27日に夜7時過ぎまでかかって議員の方から、そういう案が出されてそういう形にはなりました。その部分については私も予算案と議案19号については整合性が取れないという、変則的な結果にはなりましたが、その点につきましては議員の皆さんの合意の元で了解したというふうに私も認識しておりますので、これは私から取り下げるとい

うふうなお話は申し上げませんでした。

そのことはその通りでございます。その辺についても事前に状況をお話し合い出来ればよかったのですが、私も提案した以上ということも確かにございましたし、どういう形があるかということも正直見えなかったのも事実でございます。そういうことで最終的には今、石川議員も申し上げられましたように議会からの提案を飲んだ形になりましたが、今回の議案の提案の仕方は合わない面がございます。そして議案第19号の条例改正の部分については議員の皆さんの合意を得て私の分は1年間据え置くというふうなことから、予算と合わない面がありますが、その辺については議員の皆さんから了承をいただいたと思っております。今後については、まず、基本的には今まで以上に連携を取って意思疎通を図っていくことが大事だと思っておりますので、いろいろと資料等についても誤りがあった点お詫び申し上げたいと思います。今後とも慎重に、また今まで以上に慎重に進めて参りたいと思いますので宜しくお願いしたいと思います。

副町長（高谷清孝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）副町長、高谷清孝君。

副町長（高谷清孝君）皆様方のご理解をいただきまして、あと1年、町長を支えながら、そしてまた皆様方と出来るだけ連携を図りながら階上町の発展のために微力ではございますが引続き頑張って参りたいと思いますのでこれからも一つ宜しくお願い申し上げます。

議長（松森 蒿君）以上で8番、石川清人君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は3月6日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午後1時03分）

平成20年第2回階上町議会定例会

議事日程第3号

平成20年3月6日 午前10時03分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第1号 | 専決処分した事項の報告について
(東平中継ポンプ場建設工事請負契約の一部変更契約の締結について) |
| 日程第2 | 報告第2号 | 専決処分した事項の報告について
(公営住宅榊山団地新築工事請負契約の一部変更契約の締結について) |
| 日程第3 | 議案第14号 | 階上町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第15号 | 階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第16号 | 階上町後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第17号 | 階上町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第18号 | 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第19号 | 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第20号 | 階上町石鉢ふれあい交流館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第21号 | 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第22号 | 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第23号 | 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第24号 | 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第25号 | 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第26号 | 町道路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第27号 | 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金の出資金に係る権利の一部放棄について |
| 日程第17 | 議案第28号 | 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百目木和俊君	2番	大江和夫君
3番	林貢君	4番	浜谷政己君
5番	加藤祐君	6番	重文字勝義君
7番	鹿原章男君	8番	石川清人君
9番	山田恵治君	10番	土橋信夫君
11番	郷州公典君	12番	畑中弘實君
13番	木村勝彦君	14番	松森蒿君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	高谷清孝君
教育長	村上富士夫君	総務課長	浜谷義勝君
町民課長	中村豊志君	保健福祉課長	上博文君
産業建設課長	中城功君	教育課長	高橋信一君
会計管理者	小沢勝君	総務GL	田中昇君
企画財政GL	沼沢範雄君	税務GL	寅谷信廣君
戸籍住民GL	上野文生君	健康増進GL	梨子謙一君
福祉GL	木村良三君	産業振興GL	荻ノ沢甚逸君
土木建設GL	佐京孝信君	農業委員会 事務局 会長	川向達人君
教育GL	池田隆君	石鉢ふれあい 交流館 長	鹿原忠直君
代表監査委員	志民安之助君		

職務のための出席者

議会事務局長 浜谷 操 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
総務課総括主幹 引敷 林 広 貴 君

開会の宣告

午前 10 時 03 分

開議の宣告

午前 10 時 03 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、報告第 1 号 専決処分した事項の報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないので、これにて報告第 1 号の件を終了いたします。

日程第 2、報告第 2 号 専決処分した事項の報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないので、これにて報告第 2 号の件を終了いたします。

日程第 3、議案第 14 号 階上町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号 階上町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第15号 階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第15号 階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号 階上町後期高齢者医療に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第16号 階上町後期高齢者医療に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第6、議案第17号 階上町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第7号議案第18号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第17号 階上町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件及び議案第18号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第19号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第19号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 20 号階上町石鉢ふれあい交流館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 20 号階上町石鉢ふれあい交流館条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 10、議案第 21 号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件から日程第 13、議案第 24 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、4 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 21 号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件から議案第 24 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件まで 4 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 25 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条

例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）この25号の中に、町長は特別の理由があると認められるとき、使用料の減免又は徴収の猶予というのはどういうことなのか。もう一つ1枚目の6番暴力団とございますがこの暴力団の判明とはどのように判明するのか、調べるのですか。お願いいたします。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）暴力団の件でございますが、これにつきましては、入居者を申込する方から書類を取って、暴力団ではないというふうな書類を取って入居することとしております。それと入居している方々の情報を官公省等に取り合わせするということであります。

土木建設 GL（佐京孝信君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）土木建設 GL、佐京孝信君。

土木建設 GL（佐京孝信君）今手元に資料がございませんが、災害等とか、生活困窮者に絞られると思いますので、後で調べてご報告申し上げたいと思います。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8番（石川清人君）後で調べると言っても困ります。ここで条例を挙げて来ていますから、いろんな事を把握してもらわないと、何のためにここで、後で調べると言う事はこれを後で可決するということですか。まあ結構ですが。それから暴力団、ちょっと私が言っていること暴力団という名前の元というのは、その構成員である、そこに名前を挙げたものが暴力団である。不良とは違います。今課長が言いました「情報を聞きながら」ということになりますが入っている方の身内の方、たとえばちょっとして不良になったとか、その辺で事件を起こしたとかということがあります。そのときの判断というのは非常に難しいと思います。同居するもの、籍があってもそこに殆ど居ない。そもそも暴力団というのは殆どいません。そういうことを考えますとあまりざっくりばらんすぎます。暴力団というのはしっかり調べてもらわないと籍があるかどうか分からない。籍が入ってなければ暴力団ではないです。その辺をもう少し詳しく言っていただきたいし、また入居するときは、ある程度調査していいですが入居してからそういう可能性が出てくることもあります。その辺をもう一度詳しく説明願います。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）石川議員のご質問にお答えいたします。

石川議員が言うとおりでございますが、第6条の第2項で町長は入居者に資格を審査するにあたり、必要な項目について官公省に紹介することができるということで、そう言う形で情報を得たいということと、もし中に入居している方で入っている方がもしそういうふうな方があった場合、何か情報があった場合は退去していただくという項目もございますのでそういう形で対応をしていきたいと考えてございます。

まず1番目といたしまして入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき。

2番目入居者または同居者が病気に掛かったとき。

3番目といたしまして入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき、等でございます。以上でございます。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）私もそのことだろうと簡単に考えていました。また暴力団に関しましてはいろいろな事が出てくると思います。過去にもございますし、暴力団でなくても見られる方もいますので、刑法の刑事責任を負ったとか、その辺も考慮して対応をしていただきたい。一般的にアパート等に損害がない場合は「出て行け」と言えない。

今一度審査して問題のないように入居させていただきたい。以上です。

議長（松森 蒿君）他に質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 25 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 26 号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 26 号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 27 号 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金の出資金に係る権利の一部放棄についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 27 号 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金の出資金に係る権利の一部放棄についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 28 号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 28 号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は三月七日 午前十時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 28 分)

平成20年第2回階上町議会定例会

議事日程第4号

平成20年3月7日 午前10時01分開議

- | | | |
|-------|----------------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平成19年度階上町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第2 | 議案第2号 | 平成19年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成19年度階上町老人保健特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第4 | 議案第5号 | 平成19年度階上町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 議案第4号 | 平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成20年度階上町一般会計予算 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成20年度階上町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成20年度階上町老人保健特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成20年度階上町介護保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成20年度階上町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第10号 | 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

1番 百目木和俊君

2番 大江和夫君

3番 林貢君

4番 浜谷政己君

5番 加藤祐君

6番 重文字勝義君

7 番 鹿 原 章 男 君
 9 番 山 田 恵 治 君
 11 番 郷 州 公 典 君
 13 番 木 村 勝 彦 君

8 番 石 川 清 人 君
 10 番 土 橋 信 夫 君
 12 番 畑 中 弘 實 君
 14 番 松 森 嵩 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君
 教 育 長 村 上 富 士 夫 君
 町 民 課 長 中 村 豊 志 君
 産業建設課長 中 城 功 君
 会 計 管 理 者 小 沢 勝 君
 企画財政 G L 沼 沢 範 雄 君
 戸籍住民 G L 上 野 文 生 君
 福 祉 G L 木 村 良 三 君
 土木建設 G L 佐 京 孝 信 君
 教 育 G L 池 田 隆 君
 代表監査委員 志 民 安 之 助 君

副 町 長 高 谷 清 孝 君
 総 務 課 長 浜 谷 義 勝 君
 保健福祉課長 上 博 文 君
 教 育 課 長 高 橋 信 一 君
 総 務 G L 田 中 昇 君
 税 務 G L 寅 谷 信 廣 君
 健康増進 G L 梨 子 謙 一 君
 産業振興 G L 荻 ノ 沢 甚 逸 君
 農 業 委 員 会 長 川 向 達 人 君
 農 事 務 局 長 石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長 鹿 原 忠 直 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君
 総務課総括主幹 引 敷 林 広 貴 君
 総務課総括主幹 地代所 康 二 君

開会の宣告

午前 10 時 01 分

開議の宣告

午前 10 時 01 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号 平成 19 年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 1 号 平成 19 年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2、議案第 2 号 平成 19 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第 4、議案第 5 号 平成 19 年度階上町介護保険特別会計補正予算の件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第 2、議案第 2 号 平成 19 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から日程第 4、議案第 5 号 平成 19 年度階上町介護保険特別会計補正予算の件、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第5、議案第4号 平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件、及び日程第6、議案第6号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号 平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件、及び議案第6号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 平成20年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番（山田恵治君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）9番、山田恵治君。

9番（山田恵治君）給食センターの設計委託料の件についてお伺いいたします。

先日の石川議員から一般質問で出されましたが、町としても給食センターの建設は大変重要な事業であると思います。私どもは3月の議会に設計料が計上されてはじめて、来年、今年なりにそういう事業が動いてきたことを知った訳ですが、長い

間、築 36 年ということで教育民生としてもその施設は昨年も見に行って参りました。その結果、進めなければいけないと実感して、そしてまた、私は 2 年前にも給食センターの視察にも個人として行っております。この重要な施設建設に関して、石川議員の質問の答弁の中では場所はまだ決定されていないというふうなことでございましたが、そういった建設に係る部分で議会に対してもう少し説明があっても良かったのではないかと、そして議会からも、またいろんな意見をまたいろんな情報を教育委員会として収集しても良かったのではないかと考えております。教育委員会の中で検討はされて来たと言いますがやはり町全体として、また議会全体としてもそのことは把握して議員全体でまた視察に行くとか、石川議員からも言われた現場の声を聞くとかそういったことは非常に大切なことではないだろうかと思えます。

それで、ある方の声を例えて言えば議会を軽視しているのではないかとと言われることになるかも知れない、そんな気持ちでございました。これまでの教育委員会内で検討されてきた経緯をお話していただきたいと思えます。そしてまたこうして挙げられて来たことで、この事業が動いて行くことでしょうか、建設審議会なるものを立ち上げるのか、その中に議員も何人か入るのか、民間からもそういった検討委員会へ人選をするのか、また土地に関して土地選定委員なるものを立ち上げるのか、と言いますのは、その場所によってこの建設費というものが非常に動いてくるものだと思います。用地を整地しなければならないのか、排水の関係はどうなのか、そういったことにも非常に金額というものが大きく変わるものでないかと考えております。その 2 点について、担当の教育長、教育課長からお答えをいただければと思います。宜しくお願いします。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）山田議員のご質問にお答えいたします。

これまでの経緯でございますが、先般も申し上げましたが町有地への建設を考えてみた場合には、終末処理の排水の関係の部分を検討しなければならない。それから平成 21 年度給食センターの建設は勿論でございますが公共下水道の一部供用開始ということで、町有地に問題があるのであれば、公共下水道の稼働率もというふ

うなことも教育委員会として考えて、その管が埋められている沿線も考慮に入れても良いのではないか。それからこれまでの経緯と致しましては、既設の施設のことも考えてはいましたが、それにも改良費として大分お金が掛かるというふうなことも検討してきたところでございます。それでこれまで、議会の方に何の説明も無い。私と致しましては決して議회를軽視している訳ではございませんがそういうふうなことがございまして、確かにご相談が遅れていることは認めます。今後に向けまして、是非、このようなものを議会の皆様方、或いはまた現場の声とか、それから町民の方々の声とかを入れながら検討して参りたい。さらに土地検討委員会、それから建設の検討委員会、これにつきましては私と致しましては土地につきましては給食配送する時間、1時間とかという配分もございますので「あっちだ・こっちだ」ということは無いだろう。均等な時間で割り振って配送出来る様な場所を選定したいと考えておりますので、特別に土地選定検討委員会なるものは、今は考えてございません。そのことをもとにして土地の選定を皆様方にご相談しながら、やっていきたい。

さらにまた、教育委員会には委員会もございますし、給食センター委員会もございますので、その方々のご意見も入れながら検討して参りたい。

それから建設についてのことでございますが、設備の配置は大体同じようなものでございますが、土地によって多少変わって来るかも知れませんが、ある程度のものはそういうふうに据えなければならないというふうなものがございますので、安全・安心・衛生面とかというふうなことで、間仕切りをして、そういうものが入らないようにという密閉方式と、このような形でございますので現時点で建設についても、検討委員会なるものを立ち上げる予定はございませんが、あくまでも皆様のご意見・現場のご意見を入れて進めていく考えでございます。以上です。

9 番（山田恵治君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君）議会と相談しながらということで、前に進めて行きたいということでしたので、議会の方々もそれなりにいろんな勉強をされている方々ばかりでございますので、様々な意見も方向も出てくると思いますので、是非、議会の意見も汲み上げていただき進めていただければ良いと思います。一つ終末処理の話が出

たんですが、今現在ある給食センターの出る排水とか、今処理はタンクで処理している訳ですね。合併浄化槽とかですよ。

そうしたとき公共下水に持っていかななくても、単独で出来るということでしょうか。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）ただいまのご質問にお答えいたします。

出来ます。出来ますけれども町有地として今有る所は中央保育園、それから中学校の西側にあります町有地、そこに建てた場合に浄化槽は付けて、処理は出来ますが排水の先の方は、整備がなされていないため雨が降りますと終末の方へ行って溢れますので、非常に迷惑を掛けるというふうな状況もございます。そういうことで町有地に建設をした場合、その終末の排水、工事等を計画的にやらないと迷惑を掛けることになることも、考えまして下水道の方に流すことが出来れば稼働率にもプラスなるのではと今考えていますが、何れ皆様方にその辺のところは、ご説明申し上げて進めて行きたいと思っております。

9 番（山田恵治君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君）今有る給食センターの近辺にも町有地が有ると思いますが、それも一体として考え、議会の方とも協議をしながら進めて行っていただければと思います。以上です。

議長（松森 蒿君）他にありませんか。

2 番（大江和夫君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）2 番、大江和夫君。

2 番（大江和夫君）新年度の予算書の中に、そば振興会の予算を計上していただきまして、有難うございます。この財政が逼迫している中で、2 役の報酬も上げず新しい事業に 600 万ほど計上していただきました。振興会の会長に代わってお礼申し上げます。恐らく担当職員も事業計画、予算書作り等到大変苦勞しただろうと思っております。財政担当職員とも大変議論をされた中で獲得していただいたことに、あらためて感謝申し上げます。このそば振興、いわゆる農業振興でございますがわが町のブランド化ということで今後そば振興をわが町のブランドとして、進めて行きたいという意気込みでおりますので、「浜にはいちご煮というブランド・山には階上早生そば」というものをやって行きたいと思っておりますが、町長も会合等言っておられますが今一度町長の決意をお聞かせください。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）まず初めに今回計上させていただきましたことについて、ソバリエを代表され、お褒めのことばをいただき大変有難く思っております。これは現在取り組んでいる「元気な青森づくり推進事業」という県の事業がございまして、これに新たに要望をしたものでございまして、副町長の県との太いパイプ、そしてまた現課の職員等が一生懸命取り組んできたことが身を結んだものと思っております。今後につきましては、町内外から期待されております「階上早生のブランド化」というものにつきましては、今、食の「安全・安心」或いは食品の表示の問題等いろいろ取りざたされている中でございますので、しっかりとした階上のこだわりを持ってソバリエの皆さん、町民と一緒に歩いて行きたいという思いでございます。事業主体はあくまでも、ソバリエの皆様方ということで進んで頂く事が本来のブランド化への基本であると思っておりますので今後とも宜しく願い申し上げます。大変有難う御座いました。

2 番（大江和夫君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）2 番、大江和夫君。

2 番（大江和夫君）町長も副町長も、農業に関してはスペシャリストだと伺っております。で、特に副町長があと 1 年頑張ってくださいということでございますが、1 年と言わず、5 年でも 10 年でも、果ては住所をこちらに置いて一生頑張ってくださいれば有難いと思っております。この予算を議員の皆さんが満場一致で通していただければ、うれしく思います。以上で終わります。

議長（松森 蒿君）その他、ありませんか。

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君）給食センターの設計委託料の件ですが、2,200 万ほど計上してございますがこの設計委託料の予算をどのようにして見積したのか、お伺いたします。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）加藤議員の質問にお答えいたします。

資料として提示いたしました先般のものを参考にしまして、その図面を元にいたしまして、設計料をはじいたものでございます。あくまでもその参考資料を元にしているということでございます。そこから出させていただきました。

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君）普通、予算を立てる場合は、まず先に計画図作り、建物の規模がどのようで、どういう設備を入れて、どのような形で作るのか、これが第 1 の基本的なものです。その基本設計というものは作られている訳ですがその中での積算

なんでしょうね。何も無い物には値段も入れれないし、設備に何を使ってどうのこうのということではないと思いますがもう一回確認をいたします。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君） 給食センターの施設の中に入ります備品等、これら釜とか、調理備品とかは、ある程度想定が出来ますのでそのことを計算しまして標準的なところで、設計料を出させていただいたものでございます。建物の設計はこれからになります。

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君） 再三各議員から出ておりますが、物を作る計画をするときに「こういう物を創造して、あるいは他のものを見て、それを参考にして」設計料をあげる。これはちょっと怠慢していませんか。建物を作るのに基本的な間取り、平方数、設備的な物等を基本にして予算を計上するのが基本ではないか。どうして2,200 万もの設計委託料が出てくるのか。物を買う時、品物があって値段を付けるのが基本です。

では2,200 万ものが5,000 万掛かる設計料になったらどうしますか。町長もう少し管理してください。これは町を挙げての事業です。今の予算の出し方ならあなたは印鑑を押しますか。会社の社長だったら会社の存続に関ります。会社の一つの事業として捉えるならば、建物を作るのに設計をきちんとして、そしてそれから値段を決めて事業計画します。そのことを伺います。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）先程以来、加藤議員から指摘されていますがその通りだと思います。私の方と致しまして1,500食を上限にいたしまして、どれ位の設備が必要でどれ位の箱物が必要なのかということを出していただきまして、それで740㎡で1,500食の対応とし、それをもとにいたしまして、建物の大きさ、1階なのか2階なのかというふうなこと、設備費がどれ位掛かるのか、そういうことを標準的に業者の方から見ていただきました。それでお示しした図面ですとこれくらいの備品が必要でこれくらいの物があって、これくらいになるでしょう。これを参考にしていまして、実際には設計をしていませんがそのようなモデル、或いはモデルを参考にいたしました備品の配置とか搬入とかを業者の方から出していただきまして、今の2,200万円の設計料が出てきたところでございます。大変説明不足で申し訳ありませんでした。決して単純にこうですと言ったものでございませぬ。あくまでもモデルの740㎡で1,500食だとこれ位の物が入るだろうということをお聞きしながら出した数字でございませぬ。

5番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）加藤 祐君の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが会議規則第55条のただし書により、特に発言を許します。

5番（加藤 祐君）私は何故申し上げているのかと言いますと設計というものは皆さんが非常に分らないところがあると思います。これは癒着にも成りかねない。5,000万と言えは5,000万になる。2,000万と言えは2,000万にも成り得る。あるいは100万だと言えは、100万にもなる。だから専門に出してその中から、ある程度信頼を持ちながら設計を出す訳です。今までは町長の執行権が一番左右されて設計者を指名して、そして設計の段階を踏んでいく。物があれば入札を賭けて業者を選定するのではなくて、設計というものはその信頼関係の下に発注せざるを得ない。それだけ専門的なものが必要です。ですから私が聞くのは、どの部分でどういう建物を欲しいのか、階上町はこれだけの物が必要なのだという物の中から値段を算定し、そして一般的なコンサルタントを選任することが大切です。だから町営住宅も設計コンペも入りました。これは非常に良い選択ではなかったかと思います。設計というものはその物が使いやすいものか、一般の意見も聞ける選考委員会を作って決めた。町長の執行権だけで選任すれば非常に理解が得られない部分が出て来

る訳です。

その点、町営住宅には町長の気持ちが非常に現れたことを私は評価しております。

ですから、この予算が給食センターを新しく作るのにどういうふうにして、どういうふうな建物を各現場から聞き、そして町の選考委員会を作り、議員も委員に入れて皆で進める。設計者の選択も配慮が必要だ。見るといささか片寄った部分も見られますので、そうならないように各方面で使って欲しい。町長も配慮を持っていただきたい。これをお願いしたい。

議長（松森 蒿君）他にございませんか。

8 番 （石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番 （石川清人君） まず 1 点目ですが、給食センター等々がございますが、下水道に関して、お尋ねいたします。当初下水道を作るときの予定戸数と今後戸数を教えていただきたい。

次に階上駅のサポート料として 20 万円ほど見ておりますがこの中身で行きますと、階上駅舎の建替えに関して基本方針等検討するに当たっての計画を委託するということですが、階上駅は無人駅になりましたが JR では今の駅は老朽化して危ない、そのために壊さなければならないというお話でございました。町としても残存でお願いしていると思いますがここで、あえて建替えとなっております。この建替えは今の駅舎を建替えする意味だと思いますが、建替えた場合の予算はどれ位で計画しているのか、またその駅舎の中をどのように活用するのかをお尋ねいたします。

次に階上岳の放牧について、今年度の予定頭数と生産者が預けるにあたっての 1 頭当りの金額を教えてくださいたいと思います。また、去年も予算を持ちました階上町の牛のブランド化ということで進めていると思いますが、ブランド化させるためにはいろんな条件が出てきますが、その辺の確立をどのように考えているのか、お願いいたします。

続きまして、20 年度の説明書の 67 ページの中に用地買収費 400 万見ておりますがこれはどこを指すのかを説明願います。

82 ページここの公園の草刈作業委託料 30 万見ておりますがこれはどういうふうな形でなって、30 万を出されているのか、たとえば年間何回草刈をするのか、これは業者に委託しているのかをお願いします。それと合せて山館前敷地内管理委託料について、どういうものなのかをお願いします。

95 ページ、階上中学校のプール合せて道仏中学校のプール今後どのようなようになっていくのか、お願いいたします。

それから 101 ページハートフルの清掃業務委託料 128 万 1 千円、年間にどういう掃除をされるのか、お願いいたします。102 ページトレーニングインストラクター派遣委託料 550 万見ておりますが、今現在トレーニングされている方、人数をお願いいたします。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）最初の件でございますが、公共下水の予定戸数・今後の戸数がというふうなことでございますが、現在認可して進めている戸数は約 900 戸でございます。それから今後の計画では 3,900 戸でございます。

それから放牧の関係ですが予定としているのは 350 頭見えています。1 頭当たり 1 日 250 円でございます。そして前に述べた 350 頭は延べ頭数でございますして 1 日約 70 頭ぐらい上がっております。春とか秋にはバラつきはございますが普通は 30 頭から 70 頭上がっております。

それから公園の委託料でございますが 30 万につきましては、鳥屋部農村公園の作業でございますが、これは鳥屋部行政区にお願いをして年に 2 回刈ってございます。それから田代のせせらぎ公園でございますがこれは 5,933 m²で田代の地域に年 2 回刈るということで委託してございます。

それから中山間総合整備事業の用地買収の 400 万でございますがこれにつきましては、実際には箇所が決まっておりますが、県の方とすれば先に集落道の方を進めて行きたいということで、まず用地の方を 400 万程度計上していただきたいというふうな申し出でございまして、これを計上してございます。以上です。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）それではお答え申し上げます。駅舎の件でございますが、経緯はＪＲから 18 年に老朽化しているので階上駅舎を解体したいという申し出がございまして、私どもの方では「何とかもう少し待ってもらいたい。」と、その間に地域の方々、議会の方々ともご協議申し上げて対処したということで進んで参りました。その結果、先般、最終的にＪＲの方から町の方はどんな考え方を持っているのか、早急に協議に入りたい。そしてＪＲの方でも出来るだけご協力を申し上げたいのでプランを示して欲しいとのことでした。今ＪＲの区画推進室におります中村さんという人が八戸出身の方だということで、出来るだけ相談に乗りたいので、言葉でなく形でお示し願いたいと言う事で、今回予算を計上したところでございます。というのはある程度の形で協議に入りたい。石川議員のご質問の「予算の規模はどれ位想定しているか、その内容、活用方法は」につきましては今後地域の有識者、並びに今現在駅舎の清掃をしている方もございます。それから先般もＪＲと駅前の方々、議員の方々にもおいで頂いて、懇談会を設けた訳でございますので、それらと含めまして 20 年の早い機会にどういう形にすれば良いのか、今ある現駅舎を壊さないで保存する方法等も考えて貰いたい等々の意見もございます。それらのことも含めまして早い機会に、どういう方法で、どういう規模でどうすれば良いのか、敷地問題もございますので、先般ＪＲの企画部長がお出でになりまして、本来であれば買っていただきたいが財政も大変厳しいという状況であれば、賃貸借等についても十分ご相談に応じますということをお願いしておりますので、それらを含めて早急に方向性を示し、議会にもご相談申し上げたいということで、今現在の時点では規模、活用方法については今後の協議の中で決定したい。以上です。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）第 1 点目の山館前管理費でございますがこれにつきましては、敷地内 8,000 ㎡、法面 1,400 ㎡でございます。その草刈となっております。樹木の剪定につきましては、隔年でやってございますので 20 年度の予算は草刈の費用ということでございます。

それからプールにつきましては階上中学校のプールは更地にして、学校の用地が非常に狭いので、駐車場もというふうな考えもございますが、防災の方でもそういうふうな設備が無く、住宅地でもあるし、そのようなことも一方では抱えているというふうなことで、これについて防災の担当と良く話し合いをしながら、学校の意見も聞きながら今後検討させていただきたいと考えております。

それから、ハートフルの清掃でございますが、これは館内の清掃、それから特に大ホールにつきましては、絨毯を敷いてありますので、ここは年2回の絨毯の清掃を入れて、後は年3回全館の清掃を行ってございます。

それからトレーニングの派遣委託ということで、トレーニング派遣委託自体は、ふれあい交流館の事務室に居りまして、利用者の受付から案内、指導、それから意見等の相談もありますので、それへの対応、それから職員の出張等があった場合の手伝いを頂いていることでございます。利用人数でございますがこれは館長の方から答えさせます。それから道中のプールにつきましても階中と同じ考えでございます。

石鉢ふれあい交流館館長（鹿原忠直君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）石鉢ふれあい交流館館長、鹿原忠直君。

石鉢ふれあい交流館館長（鹿原忠直君）トレーニング室の利用状況ということですが、今年1ヶ月残っていますので、データーは揃っておりませんが、1月いっぱいまでの利用人数が集計されております。合計の利用人数ですが5,737人でございます。この内男性が4,214人、女性が1,523人でございます。これは延べ人数です。個々に何人来ているかのデーターは今ここにはありません。必要であれば後でお知らせいたします。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8番、石川清人君。

8番（石川清人君）プール関係は危険性の問題もありますので、そのまま残すのであれば、それなりの保護策を考えなければならないし、埋るのであれば早急にした

方が良いと思います。

それから草刈ですがこれは地元にといいことですが、これは年2回です。地元の方には申し訳ないですが、非常に高くありませんか。何人ぐらいでやっているかわかりませんが。道仏地区にも元の教員住宅がありますが町では全然手を付けてくれません。全部地域でやっています。田代の場合は作ってからは全部地元が管理するという計画だったはずです。

それからハートフルの掃除回数、絨毯2回、玄関3回、これで100万以上払っている。一般的に考えれば全部含めて、非常に高い。絨毯の清掃は大体1回で3万から4万で出来る。2回やると7〜8万で出来る。それから玄関の3回は職員でやればいいことだ。すなわち、こういう委託料は同じ金額で毎年上がってきます。これを見直ししたらとんでもない額が出てくると思います。概算で2,000万ぐらいになります。こういうものは努力によって、合理化が出来るのではないかと思います。是非この辺は見直ししていただければと思います。

それから先程の人数ですが延べ人数ではなくて、毎日何人が来ているのか、その推移を見ながら考えていかなければならない。

放牧についてこの前の説明ですと75〜6頭でしたが今後のことを考えなければならぬ時にきているのではないか。これだけの経費を掛けて、本当にこのままでいいのか。ブランド品を作るといふことは、それなりの条件が難しい訳です。良い肉牛を作るとしたら、放牧出来ない。現に肉牛の子牛は放牧できない。放牧が出来るのは親牛だけです。これからブランド品に力を入れれば入れるほど、放牧が出来ない。そう言うことを見るとやはり考えなければならぬ。

隣の洋野町は今150頭ですが恐らく4〜5年で閉鎖の話が出てくると聞いております。そうなった場合に階上町と洋野町が一緒になって良いものを作るという考え方もありますので、その辺の検討もお願いします。

それから下水道の件ですが当初の予定は900戸、今3,900戸。課長・町長は本説の事を考えていない。排水は道仏川に流されます。道仏川の権利者は流して良いと了解を得たのは900戸〜1,000戸ぐらいの部分で承諾を得ている。これが今の戸数ですと入れる訳がないです。その基本的なことを調べて見て下さい。すなわち、大渡川には流せない、だからなんとか道仏へということで資料等も出され、900から1,000ぐらいなら良いと承諾しています。それが3,000とか4,000とか、また給食センターとなると、川が死んでしまいます。下水道の排水量と現実にある川の水量の何%とあるでしょう。そこにマッチしてますか。してない。ここを考えて欲しい。

幾ら下水道を作りますと言ったって、肝心の道仏川の権利者に了解を得なければ出来ません。もっと早く相談すべきである。調べて下さい。道仏川の水の量、これだけ増えた排水で田んぼを作れますか。非常に重大な問題です。そこまでどなたか調べてましたか。

道仏川が汚染されますと道仏の浜は死んでしまいます。そうすればその分の補償問題が出てきます。ですからもう一回見直し、説明をしていただきたい。

最後に水道企業団でございますが、折角町で舗装したにも関わらず、翌年管工事をして道路を壊す。何年か前は、一緒にやって来ていたので良かったのですがここ1～2年そういうところが目立ちます。水道管工事した場合に普及して直りますが2～3年経ったときにその補修の部分は水道企業団で見てくださいか。町で直すのですか～を伺います。

それと合せて当町に新しく引く管、もしくは古くなった管工事、階上町の予定をお聞かせ下さい。

そして階上駅舎について、どうしてもおかしいです。ここには建替えとはっきり書いてあります。これからJRと地域の方々というお話でございますが、結果的に建替えするしか無い。「老朽化して危ないから、壊さなければならない。」とはっきり言っています。そうすると存続をお願いしても補修するか、改築、建替えが必要だ。その分のお金を持たなければならないのでは。JRで持ってくれば良いのですが、もし、町で予算を持つとしたら大変な金が掛かります。だから目的はなんですかと聞いているのです。建替えはしましたが駅舎の中は無人な訳です。中で何かしないと意味が無い訳です。だから何も計画が無いのに何をJRと話をするのか。今言ったような問題がありますから事前に議会とも話し合っていたいただきたい。以上のことをお尋ねいたします。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）それでは駅舎の件についてお答えいたします。先程申し上げました今後その規模、活用方法等について検討して、答えを出して議会の方にもご相談申し上げたい。たとえば面積によっては金額が変わってくるでしょうし、そういうことで地域の方々のご意見もお聞きし、議会ともご相談し、どの程度の規模、

活用方法についてはいろいろ考えられますが、たとえば考えられるのは、図書館の活用とか売店をするとか、いろいろ地域にも案があると思いますので、そういうことで申し上げたところです。

たとえば、想定しているのは金額で行きますと大体 350 ㎡ぐらいであれば、3,500 万ぐらい掛かるのではないかとこのところまでは、ある程度のところまでは考えておりますが、費用の捻出等これから検討しなければなりません、原燃の資金が 21 年度以降にまた、改めて入って来る資金等を手当てする方法もあるでしょう。ただ面積・規模が利用方法によって変わる可能性がございますので、早急に地域とご相談申し上げて、規模、活用方法等を決めて、そして議会にもご相談申し上げたいということで、先程お話したところでございます。

町民課長（中村豊志君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町民課長、中村豊志君。

町民課長（中村豊志君）石川議員のご質問にお答えいたします。

当町の 20 年度水道企業団工事がどのようになっているかとお尋ねでございますが、大変申し訳御座いませんが手元に持ち合わせておりませんので、もし時間を頂ければ調べてご報告いたしますが後ほどでも良ければ議員の方にお届けいたします。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）いろんな質問をしますと今資料がありませんとかいいますが、普通、今、予算を審議しています。出来るだけ質問に答えられるように調べて置いて下さい。

駅舎でございますが、まさに課長が言った通りです。建替えをするには 3,500 万掛かる。そういう指針を示さないと委員会は何を話して良いかわからない。今 3,500 万と例が出ました。こういう大きな事を何故議会に説明しないか。私は「指針、目標その大きい部分だけは、常に説明して下さい。」と言っています。今の件でも 3

日前説明しています。何故私が質問する前に概算の説明をしてくれないのか。サポートの方々はJRと話し合いはしないのですか。もしJR駅舎が壊されるのであればということで地元から計画が上がっていますが、そうすると、町とすればどちらかと考えなければいけないことです。ですから順番が違っていませんかということです。そこの指針を町でどちらかにするか言って置かないと二者選択をしなくてはならない。これだけの規模の物を建てるからには駅前の活性化をどうするのか、町長の言った「そば屋・道の駅にしようか。」という案もあります。だから指針を示してから委員会で話し合うのも良いし、ただ漠然とやるのはおかしい。もう一度基本的な考え方を出して進めていってもらいたい。宜しくお願いします。

議長（松森 蒿君）他に質問ありませんか。

7 番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）7 番、鹿原章男君。

7 番（鹿原章男君）まず 56 ページの環境衛生費、委託料の不法投棄ごみ処理運搬委託料 230 万、この委託内容について、ご説明をお願いいたします。

次は 88 ページ保健体育総務費、扶助費の要保護準用保護児童生徒医療費援助費並びに生徒給食費援助費、これは平成 17 年度そして、今年度を比較しますと約 16% の増になっております。当初予算ですね。この認定の方法はどのようになっているか。これに併せてページ 93 と 95 これは児童生徒援助費これも併せてお願い致します。

まず、保健体育総務費の扶助費と教育振興費の扶助費が多分同一なものではないか。一応同じ人になっているのではないか。それで一児童について、どの程度の費用が負担され、援助されていいるのかも、併せてお願いします。

それから、103 ページ放課後子ども教室推進事業費に 112 万 7 千円、予算化されておりますが、多分道仏小学校ではないかと思いますが、この教室はどのようなものであるか。しかも、一校しかない理由はどこにあるか。その辺を質問したいと思います。宜しくお願いします。

町民課長（中村豊志君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町民課長、中村豊志君。

町民課長（中村豊志君）鹿原議員の質問にお答えいたします。

ページ 56 の不法投棄ごみ処理運搬委託料の内容でございますがこれは、主に公共用地に不法投棄されているごみを町民か或いは区長さん方をお願いをして、集めたものを町で一括して入札して処理をするということでございます。それからクリーンアップ時に一般の廃棄物として処理できないごみも相当出てきます。それを集めて処理するというもので、ございます。ちなみに平成 18 年度の不法投棄ごみの内容を申し上げますとテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等々の電化製品が 106 台ございました。それから鉄くず・排タイヤ・木くず・ガラスくず・混合廃棄 14 トンでございます。19 年度は電化製品が 133 台、その他の分は 14.9 トン約 15 トンになっております。

この 230 万円というのは 18 年度、⑨年度の実績に基づいて、計上したものでございますけれども、ごみの量が少なくなれば当然少なくなります。18 年度は 231 万円、19 年度は 241 万円掛かっております。この数字から推計して計上したものでございます。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）鹿原議員の質問にお答えいたします。

教育振興費につきましては生徒の認定でございますが、これにつきましては準用保護児童生徒に係る世帯票、それから所得証明書、国民年金の減免が確認できる写し、児童扶養手当証書の写し等々の提出書類がございます。これに従いまして町の方でそれを精査いたしまして認定をする。こういうふうな流れになってございます。

それから生徒一人当たりのことですが 16%ほど伸びているのではないかと、この申請が大分多くなって来てございます。多分経済状況が反映をしているのではないかと考えてございます。これにつきましては、学用品費、これは 11,100 円、通学用品費 2,170 円、校外活動費 1,200 円、入学用品費 19,900 円、就学旅行費 35,000 円、今まで申し上げたものは小学校の場合です。給食費は小学校で 260 円でございます。中学校につきましては学用品費、21,700 円、通学用品費 2,170 円、校外活

動費 2,170 円、入学用品費 22,900 円、就学旅行費 80,000 円、給食費は 280 円、このような金額が単価となっております。

それから、教育振興費の方でございますが、こちらの方も、要保護準用保護児童生徒援助費ということで、先程の単価と同じことでお支払いをしてございます。これにつきましてもそのような形で申請をしていただいて、これは中学校・小学校という形でありますのでそれぞれお支払いをしているということでございます。

それから、103 ページになりますが放課後子ども教室でございますが、道仏小学校一校ではないかとお尋ねですが、これは昨年から国の補助事業でスタートいたしましたものでございまして、スタートにあたりまして、各学校から手をあげるか、どうかを調査いたしまして手をあげていただいたのは道仏小学校だけでございました。今年度も同じような形で継続事業がありますから各学校へ通知いたしまして、考え方を調べまして新年度 20 年度にあたりましても道仏小学校だけの実施ということになってございます。

それで中身につきましては道仏小学校では流利的に陸上競技、卓球、それから読み聞かせ等々を指導しているところでございます。それで人数は実人数で 30 人前後になってございます。以上です。

7 番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）7 番、鹿原章男君。

7 番（鹿原章男君）不法投棄につきましては大体何回ぐらい実施していますか。

保健体育総務費とそれから教育振興費の扶助費、これから見れば一人平均どれ位いかかりますか。申請の仕方が「書類を完備すれば良いのだ。」という考え方のように私は受け取っておりました。教育委員会がこの認定にあたってどのような関わりを持っているか。「書類が上がってくればこれを認定する。」というのか、もう少し深く調べてやっているのかをお願いしたいと思います。

それから放課後の子ども教室でございますが「手をあげたのは一校だけだった。」ということなのですが、「手をあげれば」全校でも出来るように認識していますが、「手をあげない。」という理由は何でしょうか。国・県から補助がくるので非常に良いことだと思いますが、この点が何故他の学校が「手をあげない」のか、その点は教育委員会としてどのように捉えているかその点を説明願います。

町民課長（中村豊志君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町民課長、中村豊志君。

町民課長（中村豊志君）不法投棄のごみですが、通報があればその都度その場所に行き回収しております。それは私有地でなく、公共用地であれば回収します。私有地の場合はその所有者を調べて撤去していただくように指導します。クリーンアップ時に春、秋、やっていますがその時にどうしても一般のごみとして回収出来ないごみが出ますのでその部分と私どもが集めた部分でトン数になるということです。それを3月に一括入札します。年に1回の入札でございます。

教育課長（高橋信一君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君）ただいまの質問にお答えいたします。

先程の申請について教育委員会に書類が出されれば、それで通るのかということでございますが、議員が言われたとおり、きちんと精査をしてそれで認定をするという流れでございます。それから先程の件で一人どれ位かと言うことですが医療費につきまして約1,849円ですが正確な数字では捉えられません。それから援助費につきましては1,636円、それから給食費は小学校で47,840円、中学校は16,920円でございます。

それから子ども教室の事でございますが、これにつきましては、学校で空き教室を利用しながらやるのが前提でありまして、そういうふうな形で行きますと現在空き教室があるところもあります、空き教室が無い状態です。これは地域の方々も巻き込みながら出来れば良い事業だと教育委員会としても思っております。その辺のところは十分話をしていますが、地域からの要望がまったく無いとは言えませんが、地域の力も大事ですので、その部分との共有を学校として持ちながらこの事業を進める。当然やりたいと言う学校があれば実施できますが、補助も100%の補助では無いので、町としても金を出すこともありますので、全校実施出来るということではございません。教育委員会としても折角の補助事業でございますので、相談しながら進めて参りたいと思っております。

7 番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）7 番、鹿原章男君。

7 番（鹿原章男君）不法投棄の委託料であります、私から考えれば高すぎるのではないかという感じがします。もう少し予算を減らせるのであれば検討していただきたいと思っております。

それから子ども教室の件でございますがこれは「全校から出れば予算的には。」と言いますがやはり「教育は金では変えられない。」そういう観点からもう少し委員会としても積極的に進めて行く必要があるのではないかとと思っております。

学校の事情にもよりますが教室が「あるとか無いとか。」そういうものは理由にならないと思います。考えられることは教員が忙しいとか学校の事情があると思いますので、その点も十分教育委員会で指導して出来るだけ実施するような方向で努力していただきたいと思います。以上です。

議長（松森 蒿君）他に質問ありませんか。

11 番（郷州公典君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）11 番、郷州公典君。

11 番（郷州公典君）説明書の 53 ページに国民健康保険特別会計繰出金というものが 8,652 万で載っております。毎年繰出金が増えてきていまして、この厳しい財政の中でもっと広く町民からの負担を願える方向は無いのかと思います。特に基金が今年も何億と繰出しております。先日も新聞の中で八戸市は 6.7%の国民保険税の値上げということを出していました。その中で階上町が考え中と出ておりました。町長はこれから考慮中ということですが、実際問題、国民健康保険税を少し上げた方が良くないかと私は思いますが、町長はどのように考えておりますか。

先の議会の中で国民健康保険税を上げることが否決になって、それが結構マイナスになっているのではないかと考えていますが、新たにご協力を頂いて考慮した方が良くないかと考えますが、町長はどのように考えておりますか。お尋ねいたします。

もう一つ私道の整備、また公共下水道の管工事する場合の土地所有者の事について、同意書とか様々町民から協力を得るのが難しい部分がありまして、やっている人が大変お金が掛かる。苦勞している部分がありまして何か援助する方法がないのかと思っています。町にお願いすると経費も掛かりますがその人にプラスになる方向を見つけることが出来ないかお伺いいたします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）ただいま郷州議員から国保税の税率についてのご質問だと思いますが、予算は審議されますので計上した理由ということではないようでございますが、この国保税はご承知のように目的税でありまして、昨今の医療費等が段々増えてきている中で財政の中では大きなウェートを占めていることも事実でございます。特別会計を組んで運営している訳でございます。そういった中で一般会計からの持出しをする。これは国保加入者に対しての支援となりますが、これも町民全体へのサービスがどこまで可能かというふうなことも考えなければならない。そういった中で町の財政で出来るだけ対応できる部分は頑張りたいと思い、新年度も現在のまま行く方向を運営協議会とも相談しながら決めさせていただいたところでございます。いろいろな事業展開を抱えている中で、今の問題については、いずれ検討事項の中に入って来るだろうと思います。値上げの部分についても周辺の状況を勘案して繰出しについても限界がくるとは思いますが出来るだけやり繰りをしながら負担を掛けないようにしつつ、国保加入者に対しての税率については今後検討して行きたいと思っております。現在は何とかこれで頑張っていきたいと思っております。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）私道の整備事業につきましては、議員の方々のご協力を得まして3ヶ年の限定事業ということでスタートさせていただいております。区長を

中心に地区へお願いしている訳でございますが、出来るだけ地域で対応できるもの、町で対応できるもの等々ということで、協働のまちづくりを推進しているところでございます。区長さんの方々が大変ご苦労していることはお聞きしております。ただ、先程申しましたとおり、大体 2,000 万という事業費を道路整備に向けてございます。1 割は負担していただきたいという事業でございまして、先程言いましたとおりそれぞれの地区で出来るもの、行政で対応出来るもので、もうひと踏ん張りしていただいて、何とか道路整備率を上げたいというふうに考えてございます。そういう意味からも援助する方法等々は、資金的な援助は出来ませんが資料等の物については、出来るだけ私の方で用意するというふうにご協力しているところでございますので引続き頑張っていただきたいと思います。

11 番（郷州公典君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）11 番、郷州公典君。

11 番（郷州公典君）私の記憶のよりますと繰出金は何年か前は、3,000 万とか 4,000 万から段々増えてきて、このままで行きますと直ぐに 1 億を超えることになると思います。早急な見直しをお願いしたいと思います。

私道、公共下水道等の寄附の問題になりますが一生懸命区長が取り組んで電話料金が何十万にもなる。これを見過ぐすことは出来ないと思いますので町としてもその辺を考えて何とかプラスの方向を付けていただきたいと思います。以上です。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）今後検討させていただきます。

議長（松森 蒿君）他に質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第7号 平成20年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第8、議案第8号 階上町国民健康保険特別会計予算の件から日程第11、議案第13号 階上町後期高齢者医療制度特別会計予算の件まで4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第8、議案第8号 階上町国民健康保険特別会計予算の件から、日程第11議案第13号 階上町後期高齢者医療制度特別会計予算の件まで4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第12、議案第10号 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び、日程第13、議案第12号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8番、石川清人君。

8 番（石川清人君） 漁業集落排水の加入率、先般聞きましたが加入されない原因は何ですか。そして加入されてない方々へどう言う説明をして、加入していただくようにしているのかお願いいたします。先程も質問しました下水道について川の量に対して何%の排水量か分りましたら教えてください。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）石川議員のご質問にお答えします。

漁業集落排水事業の加入率でございますが全協では 75%と申し上げてございます。また、何で加入をされないのかというご質問ですが、色々理由がありますが、家の建て替えをしたいのでその時加入をするという意見とか、大分年老いているので財政的に厳しいというふうな方とかがありまして、中々加入率が上がっていかない、75%近辺でございます。

次の質問ですが排水の量でございますがそれについては後でご報告申し上げたいと思います。以上です。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）下水道の部分で、漁集排と同じように加入率が予定より低い。これからやる公共下水道は何%加入されれば赤が出ないで事業を進められるのかお尋ねいたします。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）それにつきましては前回、土橋議員にもお答えしましたが、一応計画ですと 80%程度まで加入率を持っていかなければなかなか厳しい

状況にあるというふうな試算で報告してございます。以上です。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）80%ということですね。

すなわち、あと 2 年で完成する。3 年目には完全に料金を徴収する。そのあとの経費等々の試算がはっきりと出ていない。もし出ていたらお願いします。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）まだ出ていませんので、後でご報告申し上げたいと思います。

一応この収支につきまして 20 年度で詰めることにしてございます。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）石川清人君の本件に関する発議はすでに 3 回に及びましたが会議規則第 55 条のただし書きの規定により特に発言を許します。

8 番（石川清人君）今課長の方から今年出させるということですが計画書を我々に出されるのはいつごろになりますか。といいますのはこれから 3 ケ年計画を立てて行く訳ですが当然ここにしっかりとした計画が入ってこないと、おかしくなりますので我々議員にいつ計画を配布してくれますか。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）12月の定例会前に提示したいと思います。

議長（松森 蒿君）他に質疑ありませんか。

5番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5番、加藤 祐君。

5番（加藤 祐君）下水道の件ですが分担金負担金ですがいつ納付を考えているのか。それから本管が通って、家庭から本管までの工事の利子補給とか様々考えていると思いますがそれがいつ示されるのか、供用開始が21年度一部開始と聞いていますのでその部分を早く示して頂かないと町民にも「いつ来るんだ。」という声が聞かれますので、お願いします。

産業建設課長（中城 功君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

分担金の徴収でございますが21年に配管がなって、使えるようなエリアの方につきましては21年から、工事を進めていく状況によって使えるエリアに入った段階で分担金を徴収する。（これは3年以内に）

利子補給ということですが、これにつきましてはトイレの改修につきまして1軒につき50万まで、無利子ということで地区の説明会で説明しています。以上です。

5番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5番、加藤 祐君。

5番（加藤 祐君）地域住民はそのことが不安で尋ねますので、その利子補給の事も説明はしていると思いますが、きちんと理解していない人が沢山見受けられます。このことと併せてお願いします。建設課長には様々ご苦勞を欠け、そしてここまで

階上町が発展したことに尽力されたことに感謝申し上げます。

議長（松森 蒿君）他に質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

これを持って質疑を終了致します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 10 号 平成 20 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び、議案第 12 号 平成 20 年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）一言ご挨拶申し上げます。3 月 3 日開会の定例会も本日を持っ

て閉会となりますが、提案いたしました全議案とも議員各位の慎重なるご審議のもとに原案のとおりご承認いただきまして誠にありがとうございました。

本定例会でいただいた、ご意見等につきましては十分検討しながら町民の福祉と町づくりの推進のために努めて参りますが、特にもこの行財政改革の推進に当たっては今後の検証と見直しが必要と考えております。議員各位の特段のご理解とご協力がなければ達成できないものでありますので、よろしくお願い申し上げお礼のあいさつとさせていただきます。有難うございました。

議長（松森 蒿君）これにて平成20年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前12時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

